

宇検村

第6期障害福祉計画

第2期障害児福祉計画

令和3年3月

鹿児島県 宇検村



## はじめに

わが国では、将来予想されている生産年齢人口の減少に起因する労働力不足などの諸問題に対応するため、「地域共生社会」の実現を目指しています。

「地域共生社会」とは、“制度や分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会”とされています。

「地域共生社会」では、障がいがある方々も地域社会を構成する重要な一員として、様々な活躍が期待されています。

本村では、障がいの有無にかかわらず、すべての人がお互いの人格と個性を尊重しあいながら、誰もが同じように暮らせる社会を目指して、平成30年3月に策定した「宇検村第2次障害者計画」、及び「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」に基づき、様々な障がい者施策を進めてまいりました。

このたび「第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」が計画期間の終了を迎えることから、令和3年度からの3年間を計画期間とする「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定いたしました。

本計画は、障がい者が自らの能力を最大限に発揮し自己実現できるよう支援するため、目標数値を定め、その達成に向けてサービス提供体制の確保などを図っていくものとなります。

今後、本計画に基づき、関係機関や団体と連携しながら、障がい者施策を着実に推進してまいりたいと思いますので、関係機関を始め村民の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画を策定するにあたり、貴重な御意見、御提言をいただきました宇検村障害者福祉計画策定委員の皆様をはじめ、アンケート調査に御協力いただいた村民の皆様から感謝申し上げます。

令和3年3月

宇検村長 元山 公知





## ～ 目 次 ～

<b>第1章 計画策定の概要</b> .....	<b>1</b>
1 計画の背景.....	1
2 第6期障害福祉計画等に係る基本指針の主な内容.....	2
3 計画の根拠.....	3
4 計画の期間.....	4
5 計画の対象者.....	4
6 計画の策定方法.....	5
7 「障がい」の表記について.....	5
<b>第2章 障がい者を取り巻く状況</b> .....	<b>6</b>
1 総人口の推移.....	6
2 手帳所持者の状況.....	7
3 アンケート調査結果からみる本村の状況.....	11
<b>第3章 第5期計画等の実施状況</b> .....	<b>27</b>
1 成果目標の実施状況.....	27
2 活動指標の状況.....	30
<b>第4章 基本的理念等</b> .....	<b>33</b>
1 基本的理念.....	33
2 障害福祉サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方.....	35
3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方.....	35
4 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方.....	35
5 事業の全体像.....	36
<b>第5章 障害福祉サービス等の提供体制に係る目標</b> .....	<b>38</b>
1 福祉施設の入所者の地域生活への移行.....	38
2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実.....	39
3 福祉施設から一般就労への移行等.....	39
4 障がい児支援の提供体制の整備等.....	40
5 相談支援体制の充実・強化等.....	43
6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築.....	43

<b>第6章 障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み</b> .....	<b>45</b>
1 障害福祉サービス等.....	45
2 地域生活支援事業.....	58
3 障害児通所支援・障害児相談支援等.....	64
4 自立支援給付等の円滑な実施を確保するために必要な事項.....	68
<b>第7章 計画の推進</b> .....	<b>69</b>
1 障がい者を支える体制づくり（奄美地区地域自立支援協議会）.....	69
2 計画の推進体制.....	70
3 障害者総合支援法に基づくサービスの円滑な提供.....	71
<b>第8章 資料編</b> .....	<b>73</b>
1 奄美地区地域自立支援協議会における提言・要望.....	73
2 宇検村障害者福祉計画策定委員会要綱.....	74
3 宇検村障害者福祉計画策定委員会委員名簿.....	76
4 用語解説.....	77

## 第1章 計画策定の概要

### 1 計画の背景

#### (1) 措置制度から支援費制度へ

平成12年6月に、社会福祉事業法が改正され社会福祉法が成立し、あわせて身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、児童福祉法などの改正が行われました。

この社会福祉基礎構造改革を受けて、障がい者福祉に関わるサービスは、平成15年4月から、それまでの行政がサービス内容を決定する「措置制度」から、障がい者が自ら主体的にサービスを選択し、事業者などと契約することができる「支援費制度」へと移行しました。

#### (2) 障害者自立支援法の施行と改正

平成18年4月に障害者自立支援法が施行され、これまで障害種別ごとに異なる法律に基づき提供されていた障害福祉サービスの一元化、実施主体の市町村への一元化、利用者負担の原則と国の財政責任の明確化、就労支援の強化、手続き・基準の透明化、明確化などが図られました。

障害者自立支援法は、利用者負担において定率負担が発生する応益負担方式が導入されたため、激変緩和措置などを講じ、利用者負担の軽減や事業者の経営基盤の強化などを進めていきました。

平成22年12月に、障害者自立支援法及び児童福祉法の改正が公布され、応能負担（所得に応じた負担）を原則とする利用者負担の見直し、障がい者の範囲の見直し、相談支援の充実、障がい児支援の強化、地域での自立生活支援の充実が示されました。

#### (3) 障害者総合支援法の制定

平成25年4月、障害者自立支援法は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（障害者総合支援法）として改正施行されました。

同法では、平成25年4月から障がい者の定義に「難病」等を追加し、平成26年4月からは、障害支援区分の創設、重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化などが実施されました。

#### (4) 障害者総合支援法及び児童福祉法等の改正

平成28年6月、障害者総合支援法及び児童福祉法が一部改正され、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するため、都道府県・市町村は、国の定める基本指針に即して「障害児福祉計画」を定めることが規定され、いずれも平成30年4月から施行されました。

(5) 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の策定

本村では、地域の特性にあったサービス提供を計画的に一層推進していくために、障害福祉計画においては、平成19年3月の第1期宇検村障害福祉計画の策定以来、通算5期にわたって策定してきました。また、障害児福祉計画においては、平成30年3月に第1期宇検村障害児福祉計画を策定しました。これらの計画の見込量等の実績や障がい者等の意向を踏まえた上で、令和3年度から令和5年度末に向けて、障がい者施策の目標や活動指標、各福祉サービス等の見込量及びその確保策を定めた「宇検村 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」を策定します。

2 第6期障害福祉計画等に係る基本指針の主な内容

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の策定に係る基本指針について、厚生労働省社会保障審議会障害者部会で議論が行われ、令和2年5月に基本指針の改正が行われました。改正の主な内容は下図のとおりです。

【第6期障害福祉計画等に係る基本指針の主な内容】

<p><b>1. 基本指針について</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。R2年5月に告示。</li> <li>都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間はR3～5年度</li> </ul>	
<p><b>2. 基本指針見直しの主なポイント</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域における生活の維持及び継続の推進</li> <li>精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</li> <li>相談支援体制の充実・強化等</li> <li>障害福祉人材の確保</li> <li>福祉施設から一般就労への移行等</li> <li>発達障害者等支援の一層の充実</li> <li>障害者の社会参加を支える取組</li> <li>「地域共生社会」の実現に向けた取組</li> <li>障害児通所支援等の地域支援体制の整備</li> <li>障害福祉サービス等の質の向上</li> </ul>	
<p><b>3. 成果目標(計画期間が終了するR5年度末の目標)</b></p> <p>① 施設入所者の地域生活への移行</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域移行者数: R元年度末施設入所者の6%以上</li> <li>施設入所者数: R元年度末の1.6%以上削減</li> </ul> <p>② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 318日以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)(新)</li> <li>精神病床の1年以上入院患者数: 10.6万人～12.3万人に(H30年度の17.2万人と比べて6.6万人～4.9万人減)</li> <li>退院率: 3ヵ月後 69%以上、6ヵ月後 86%以上、1年後 92%以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)</li> </ul> <p>③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況を検証、検討</li> </ul>	<p>④ 福祉施設から一般就労への移行等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般就労への移行者数: R元年度の1.27倍 うち移行支援事業: 1.30倍、就労A型: 1.26倍、就労B型: 1.23倍(新)</li> <li>就労定着支援事業利用者: 一般就労移行者のうち、7割以上の利用(新)</li> <li>就労定着率8割以上の就労定着支援事業所: 7割以上(新)</li> </ul> <p>⑤ 障害児支援の提供体制の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置</li> <li>難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保(新)</li> <li>保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築</li> <li>主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービスを各市町村に少なくとも1カ所確保</li> <li>医療的ケア児支援の協議の場(都道府県、圏域、市町村ごと)の設置及び医療的ケア児等に関するコーディネータの配置(一部新)</li> </ul> <p>⑥ 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保</li> </ul> <p>⑦ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築</li> </ul>

出典：厚生労働省資料

### 3 計画の根拠

本計画は、「障害者総合支援法」第88条第1項に基づく本村の「障害福祉計画」であり、

- 1 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 2 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込み
- 3 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 4 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 5 指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

を定めます。

また、「児童福祉法」第33条の20に基づく本村の「障害児福祉計画」であり、

- 1 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- 2 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- 3 その他障害児通所支援、障害児相談支援の提供体制の確保に関し必要な事項
- 4 指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 5 指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

を定め、本村の障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供に関する具体的な体制づくりやサービスを確保するための方策等を推進します。

## 4 計画の期間

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

なお、宇検村障害者計画との整合を図りながら、計画期間中においても国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉計画	第5期計画		見直し	第6期計画			第7期計画		
						見直し			
障害児福祉計画	第1期計画		見直し	第2期計画			第3期計画		
						見直し			
障害者計画	第3期計画					見直し	第4期計画		

## 5 計画の対象者

第6期障害福祉計画の対象者は、「障害者総合支援法」で規定されている

1. 「身体障害者福祉法」第4条に規定する身体障害者
2. 「知的障害者福祉法」にいう障害者のうち18歳以上である者
3. 「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第5条に規定する精神障害者（「発達障害者支援法」第2条第2項に規定する発達障害者を含み、「知的障害者福祉法」にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。）のうち18歳以上である者
4. 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害程度が、厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳以上である者のことをいいます。

また、第2期障害児福祉計画の対象者は、「児童福祉法」で規定されている

1. 身体に障害のある18歳未満である者
2. 知的障害のある18歳未満である者
3. 精神に障害のある18歳未満である者（「発達障害者支援法」第2条第2項に規定する発達障害者を含む）
4. 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害程度が、厚生労働大臣が定める程度である者であって18歳未満である者のことをいいます。

## 6 計画の策定方法

### (1) 宇検村障害者福祉計画策定委員会

本計画の成果目標や活動指標等の設定について検討するため、宇検村障害者福祉計画策定委員会を開催しました。

回	日時	内容
第1回	令和3年1月25日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○委嘱状交付</li> <li>○委員長選出</li> <li>○議事               <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害福祉計画の概要</li> <li>・その他</li> </ul> </li> </ul>
第2回	令和3年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○議事               <ul style="list-style-type: none"> <li>・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画素案について</li> </ul> </li> </ul>

### (2) 障害者手帳所持者アンケート調査

本村在住の障害者手帳所持者の実態や意向等を踏まえた計画とするため、令和2年12月にアンケート調査を実施しました。

### (3) 奄美地区地域自立支援協議会

令和2年10月に瀬戸内町で開催された第1回定例会においてグループワークを行い、本島内5市町村の計画策定について提言をいただきました。

なお、提言内容については本計画書73頁に掲載しています。

## 7 「障がい」の表記について

本計画においては、「害」という漢字の否定的なイメージに配慮し、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語や引用、施設名等の固有名詞を除き、「害」を「がい」と表記することとしています。このため、「がい」と「害」の字が混在する表現になっています。

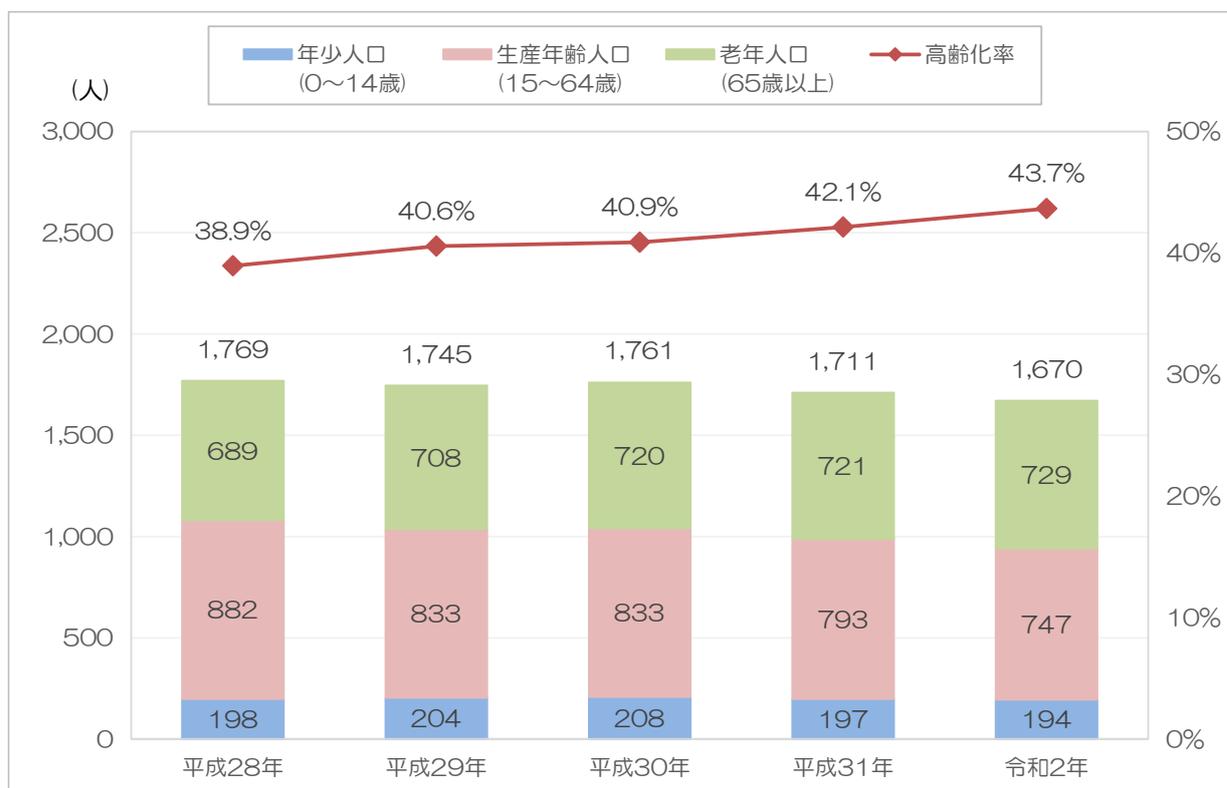
## 第2章 障がい者を取り巻く状況

### 1 総人口の推移

本村の総人口は令和2年4月現在で1,670人となっており、65歳以上の高齢者人口は729人、総人口に占める割合は43.7%となっています。

平成28年と比較して、総人口は99人減少している一方、高齢者人口は40人増加しており、高齢化率も上昇傾向を示しています。

	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年
15歳未満	198	204	208	197	194
15～64歳	882	833	833	793	747
65歳以上	689	708	720	721	729
総人口	1,769	1,745	1,761	1,711	1,670
高齢化率	38.9%	40.6%	40.9%	42.1%	43.7%



出典：住民基本台帳（各年4月1日現在）

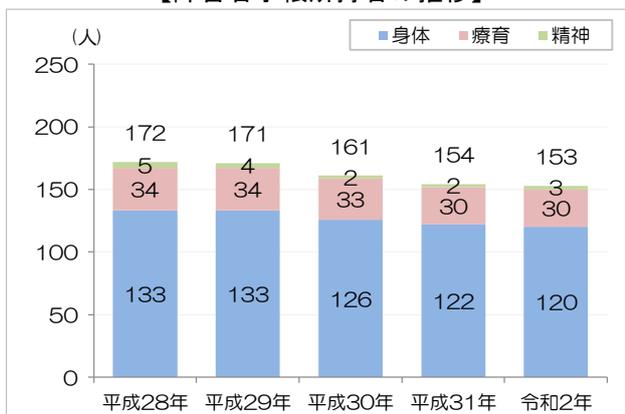
## 2 手帳所持者の状況

### (1) 障害者手帳所持者及び総人口に占める手帳所持者割合の推移

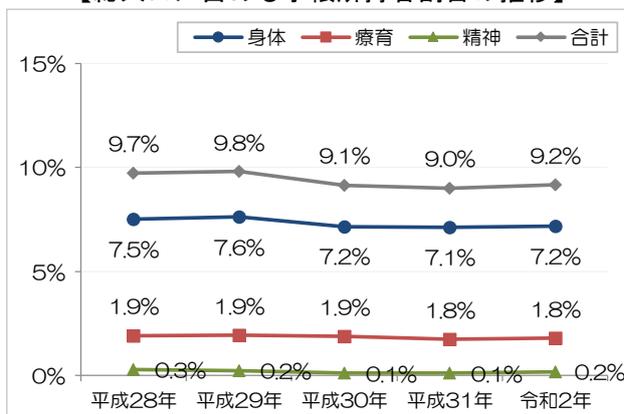
令和2年の障害者手帳所持者153人で、その内訳は身体障害者手帳所持者120人、療育手帳所持者30人、精神障害者保健福祉手帳所持者3人となっています。

また、令和2年の総人口に占める手帳所持者の割合は9.2%(うち身体7.2%、療育1.8%、精神0.2%)となっています。

【障害者手帳所持者の推移】



【総人口に占める手帳所持者割合の推移】



出典：保健福祉課資料（各年4月1日現在）

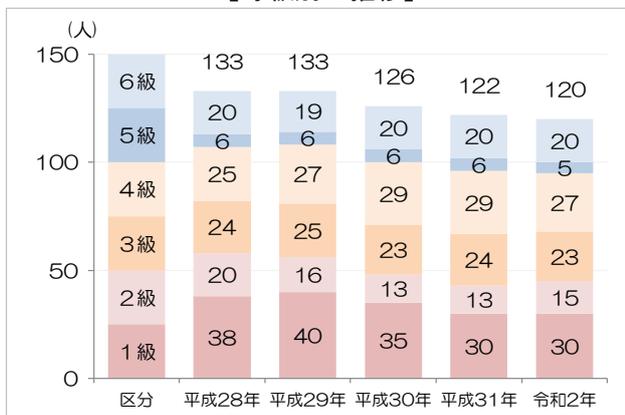
### (2) 身体障害者手帳所持者の状況

#### ① 等級別の推移

令和2年の身体障害者手帳所持者は120人となっており、平成28年と比較して13人減少しています。

令和2年の等級別割合をみると、1級の割合が最も高く25.0%となっています。また、重度者（1級と2級の合計）の割合が37.5%となっています。

【等級別の推移】



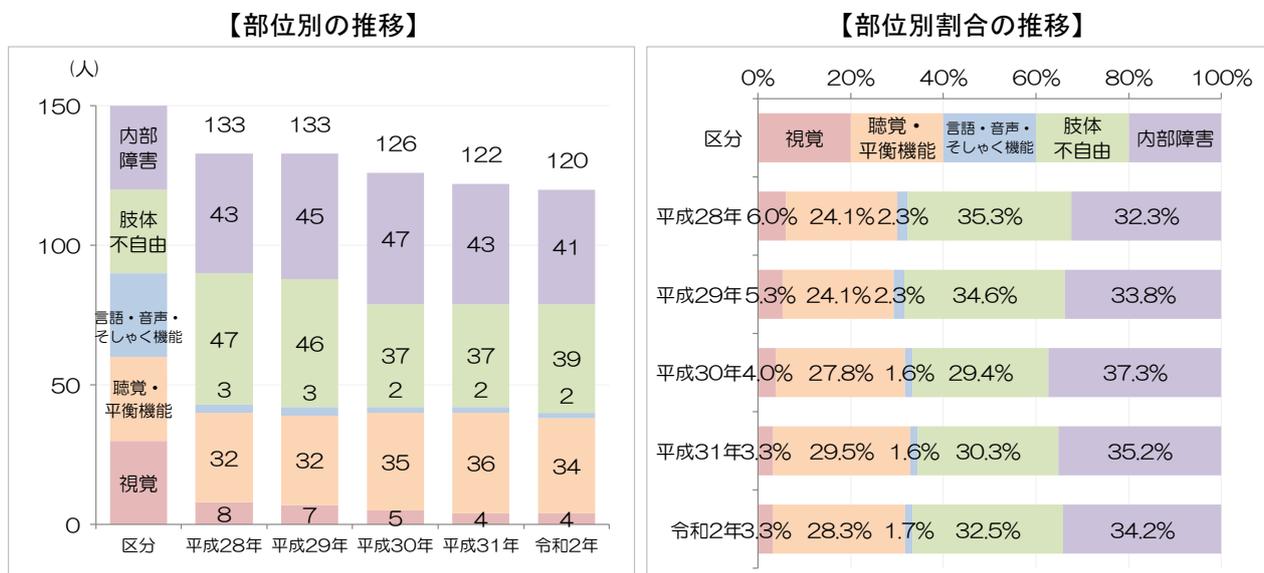
【等級別割合の推移】



出典：保健福祉課資料（各年4月1日現在）

### ② 部位別の推移

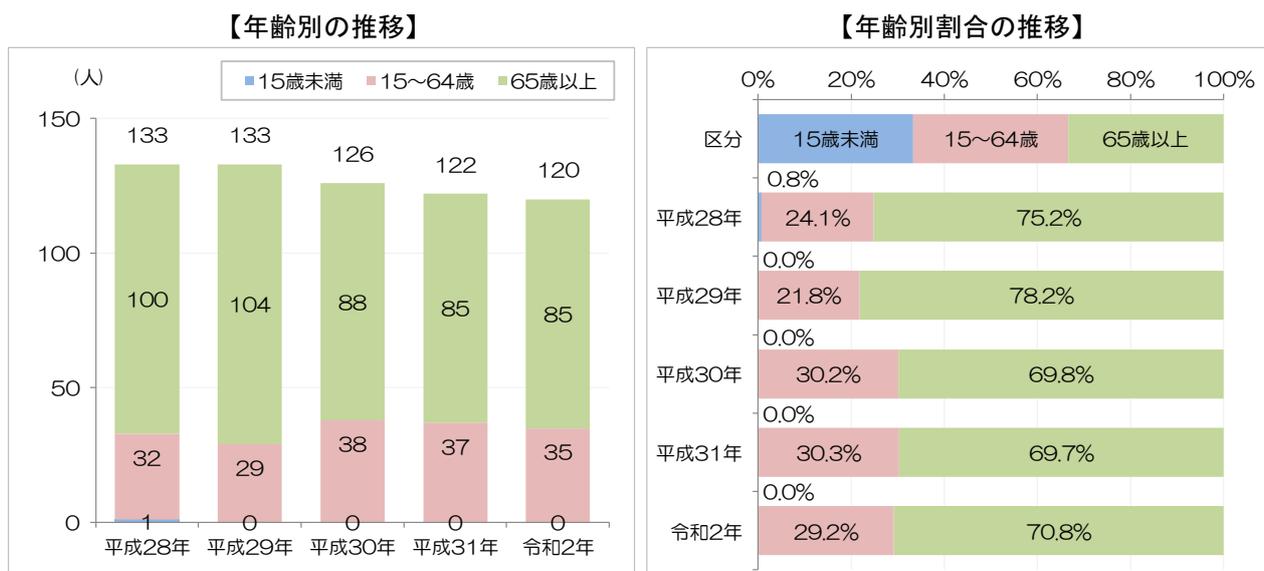
令和2年の身体障害者手帳所持者の部位別割合をみると、「内部障害」が34.2%と最も多く、次いで「肢体不自由」の32.5%となっています。



出典：保健福祉課資料（各年4月1日現在）

### ③ 年齢階層別の推移

令和2年の身体障害者手帳所持者を年齢階層別にみると、15～64歳が35人（構成割合29.2%）、65歳以上が85人（同70.8%）となっています。



出典：保健福祉課資料（各年4月1日現在）

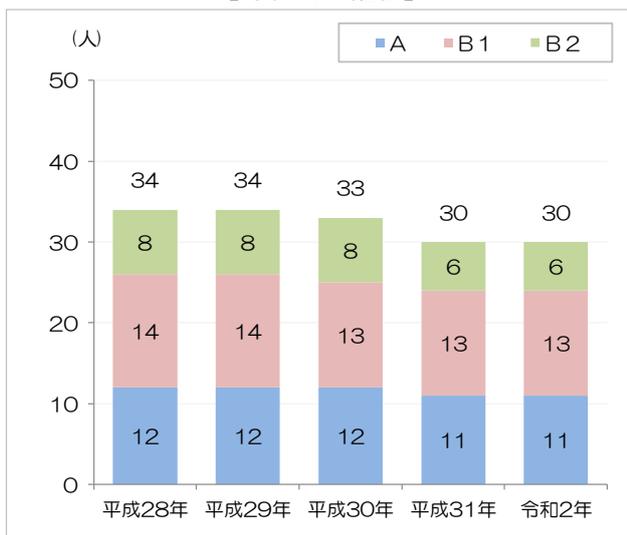
### (3) 療育手帳所持者の状況

#### ① 等級別の推移

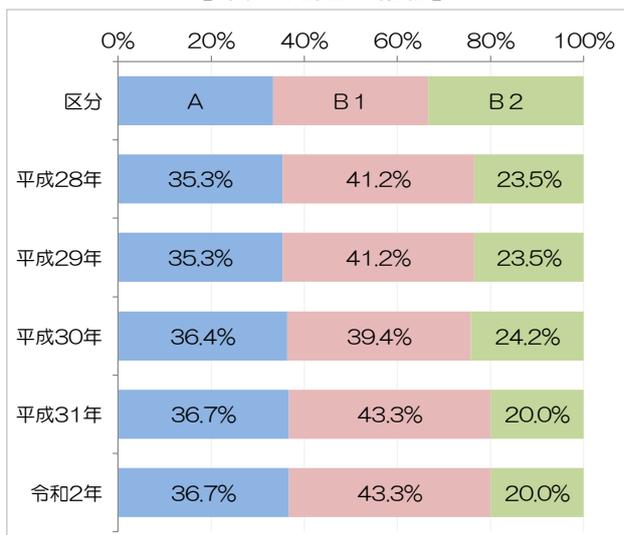
令和2年の療育手帳所持者は30人となっています。

また、令和2年の等級別割合をみると、B1が43.3%で最も高くなっています。

【等級別の推移】



【等級別割合の推移】

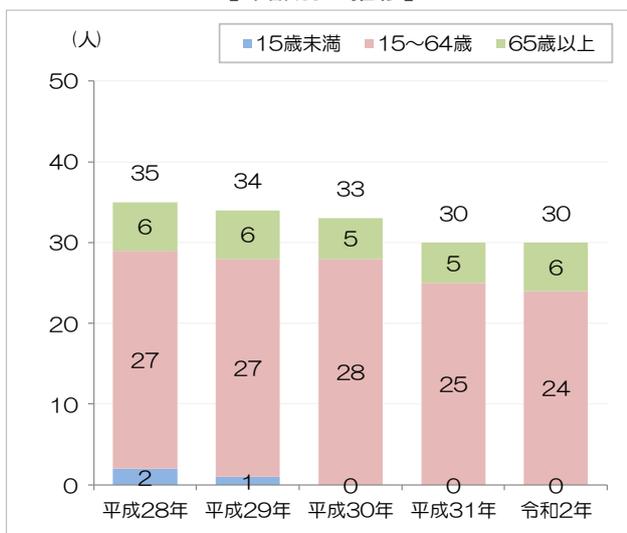


出典：保健福祉課資料（各年4月1日現在）

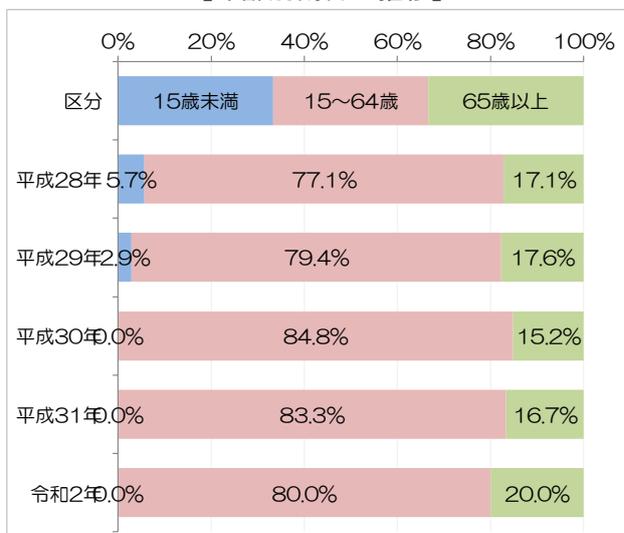
#### ② 年齢階層別の推移

令和2年の療育手帳所持者を年齢階層別にみると、15～64歳が24人（構成割合80.0%）、65歳以上が6人（同20.0%）となっています。

【年齢別の推移】



【年齢別割合の推移】



出典：保健福祉課資料（各年4月1日現在）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

① 等級別の推移

令和2年の精神障害者保健福祉手帳所持者は3人となっています。

また、令和2年の等級別割合をみると、2級が33.3%、3級が66.7%となっています。

【等級別の推移】



【等級別割合の推移】

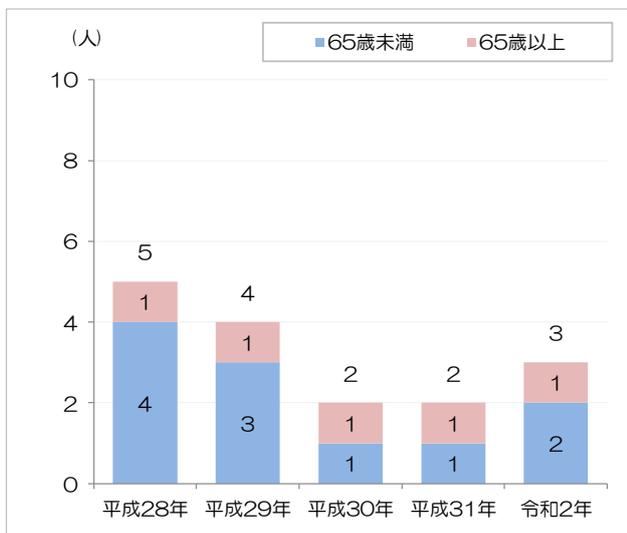


出典：保健福祉課資料（各年4月1日現在）

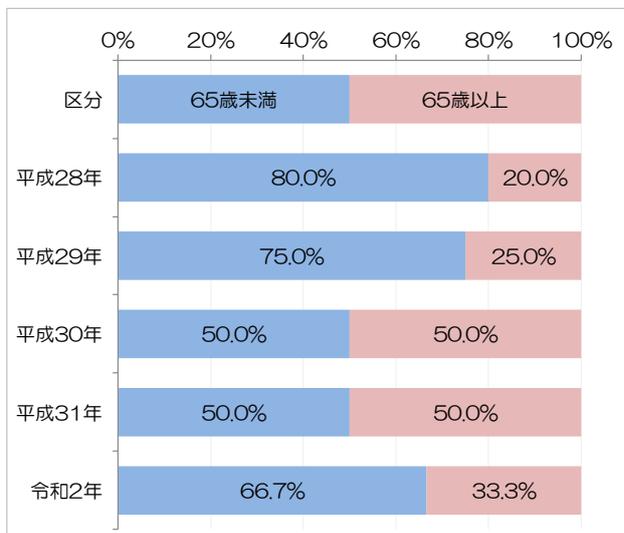
② 年齢階層別の推移

令和2年の精神障害者保健福祉手帳所持者を年齢階層別にみると、65歳未満が2人、65歳以上が1人となっています。

【年齢別の推移】



【年齢別割合の推移】



出典：保健福祉課資料（各年4月1日現在）

## (5) 自立支援医療受給者証所持者数の推移

平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年
24 人	22 人	27 人	26 人	29 人

出典：保健福祉課資料（各年 4 月 1 日現在）

## 3 アンケート調査結果からみる本村の状況

## (1) 調査の概要

## ① 手帳所持者アンケート調査

## ア) 実施調査実施時期

令和 2 年 12 月に実施しました。

## イ) 調査対象者

本村在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している村民を対象とし、郵送による配布・回収を行いました。

## ウ) 配布数・回答数

障がい種別	配布数	有効回答数	有効回答率
身体障害者手帳所持者	109 人	67 人	61.5%
療育手帳所持者	27 人	21 人	77.8%
精神障害者保健福祉手帳所持者	6 人	2 人	33.3%
合 計	142 人	90 人	63.4%

## (2) 手帳所持者調査結果 (抜粋)

※ 集計表の比率については小数点第二位で四捨五入して表示しているため、択一回答における表中の比率の内訳を合計しても 100% に合致しない場合があります。

※ 2 つ以上の回答を要する（複数回答）質問の場合、その回答比率の合計は原則として 100% を超えます。

## ① 対象者の属性

## ア) 手帳種別

選択肢	回答数	割合
身体	67	74.4%
療育	21	23.3%
精神	2	2.2%
サンプル数	90	100.0%

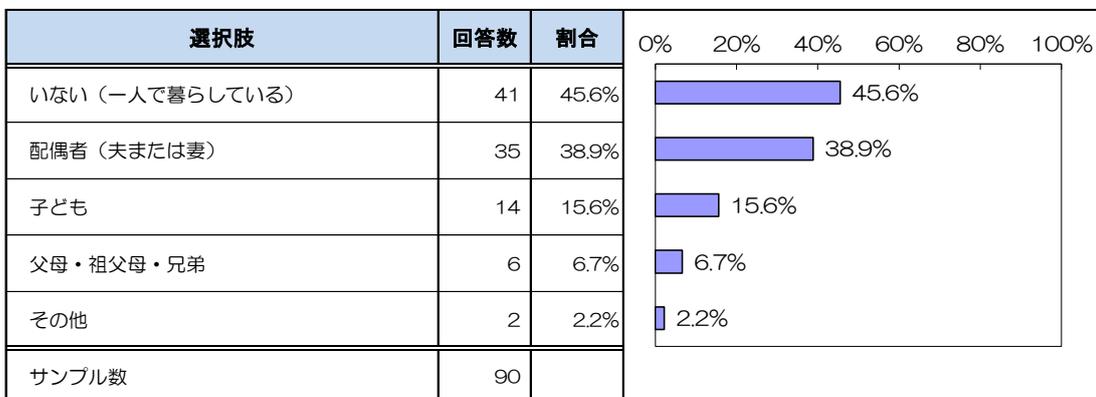
イ) 性別



ウ) 年齢（令和2年10月1日現在）



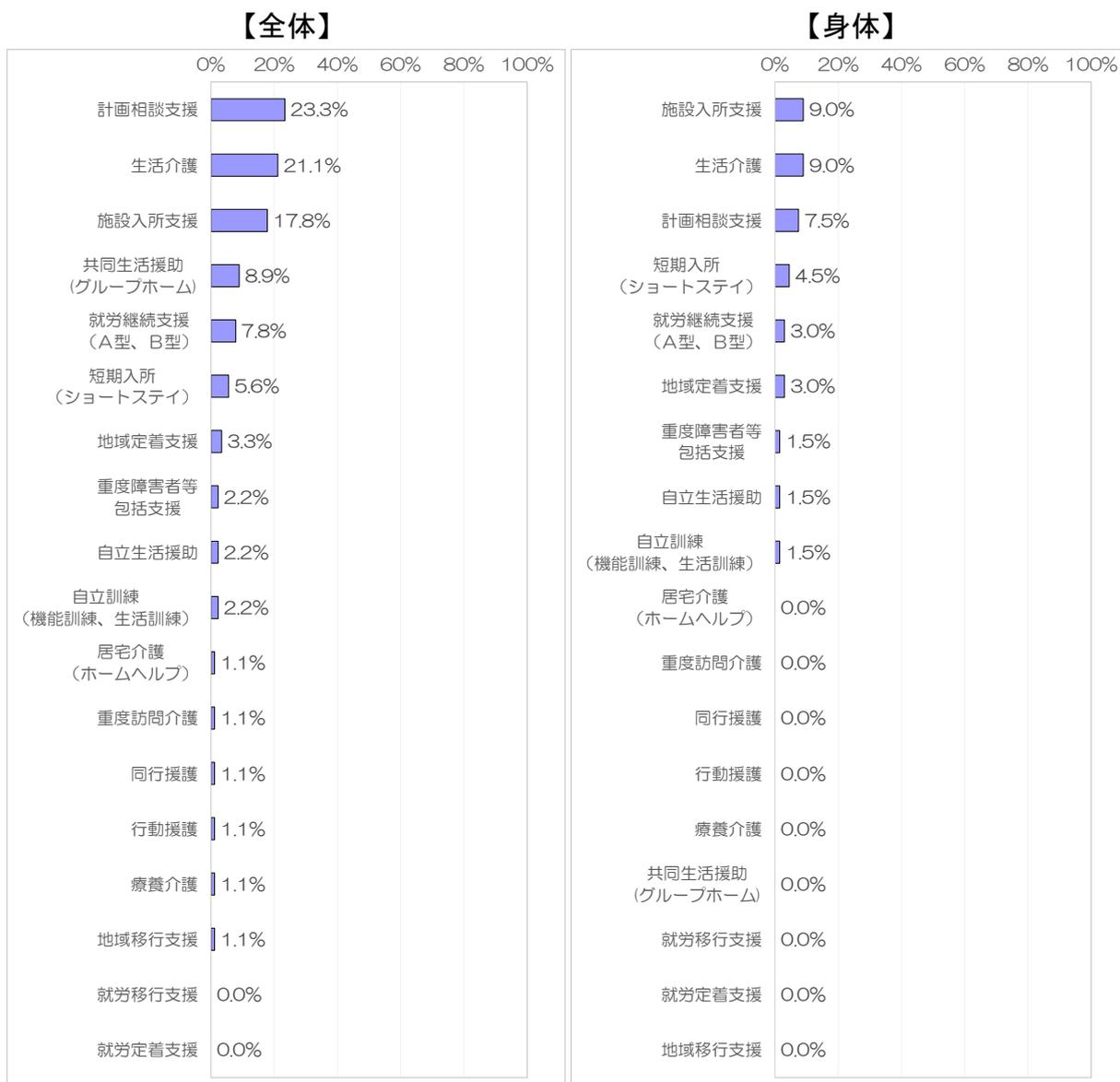
エ) 同居者（あてはまるもの全て選択）

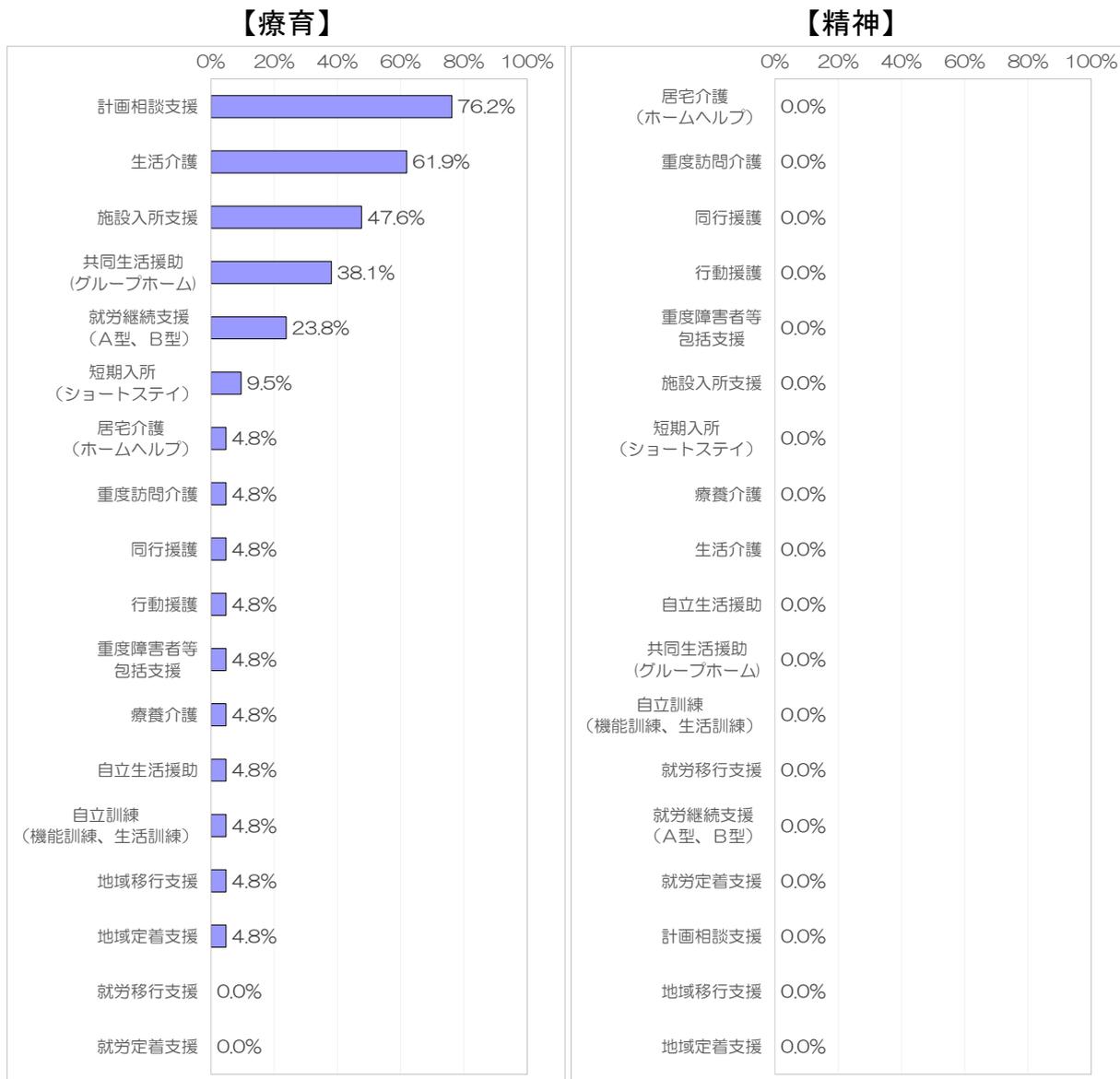


② 現在利用しているサービス

「計画相談支援」が最も多く、次いで「生活介護」、「施設入所支援」となっています。

手帳種別でみると、身体は「施設入所支援」及び「生活介護」、療育は「計画相談支援」が最も多くなっています。なお、精神については回答がありませんでした。



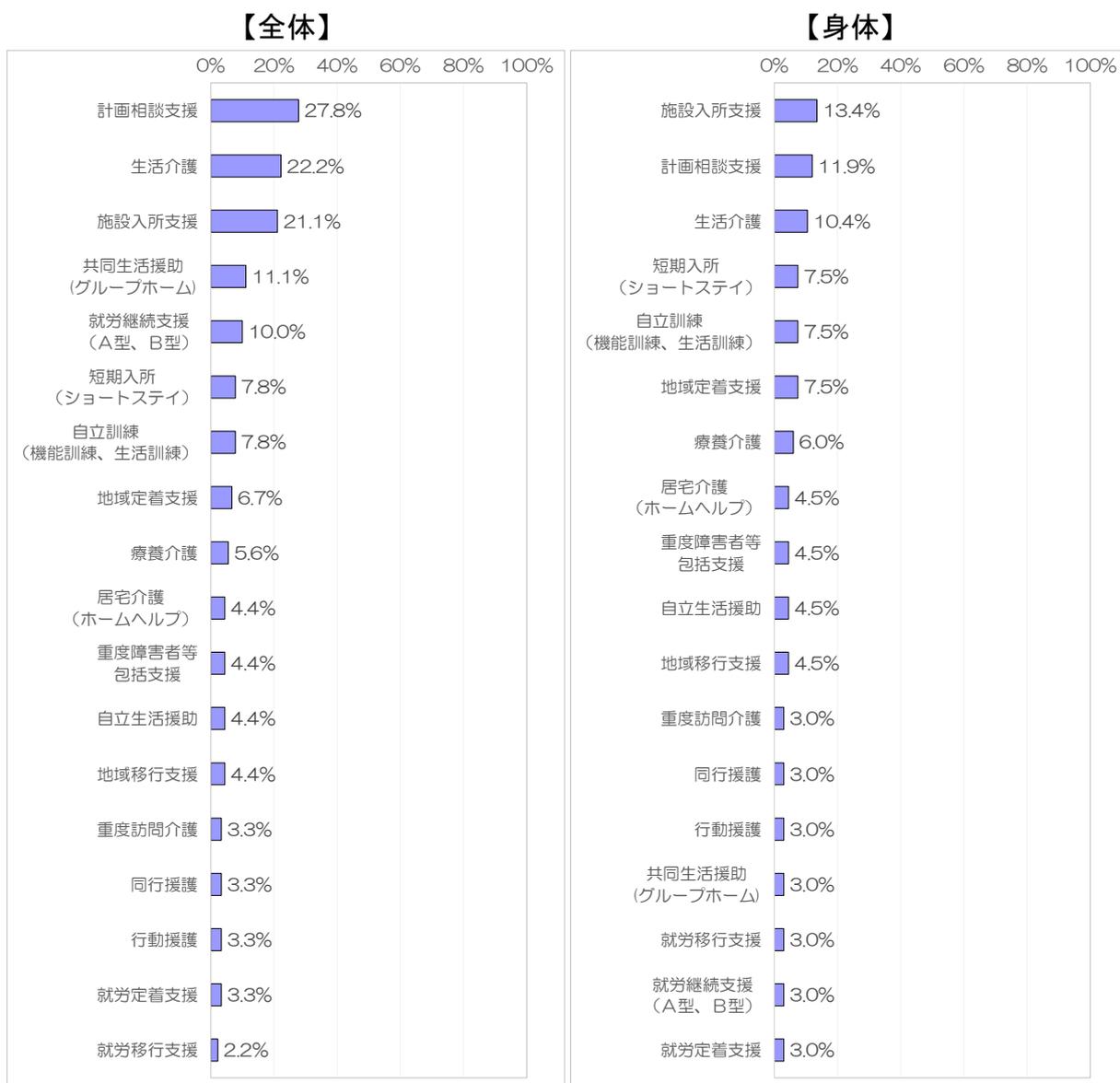


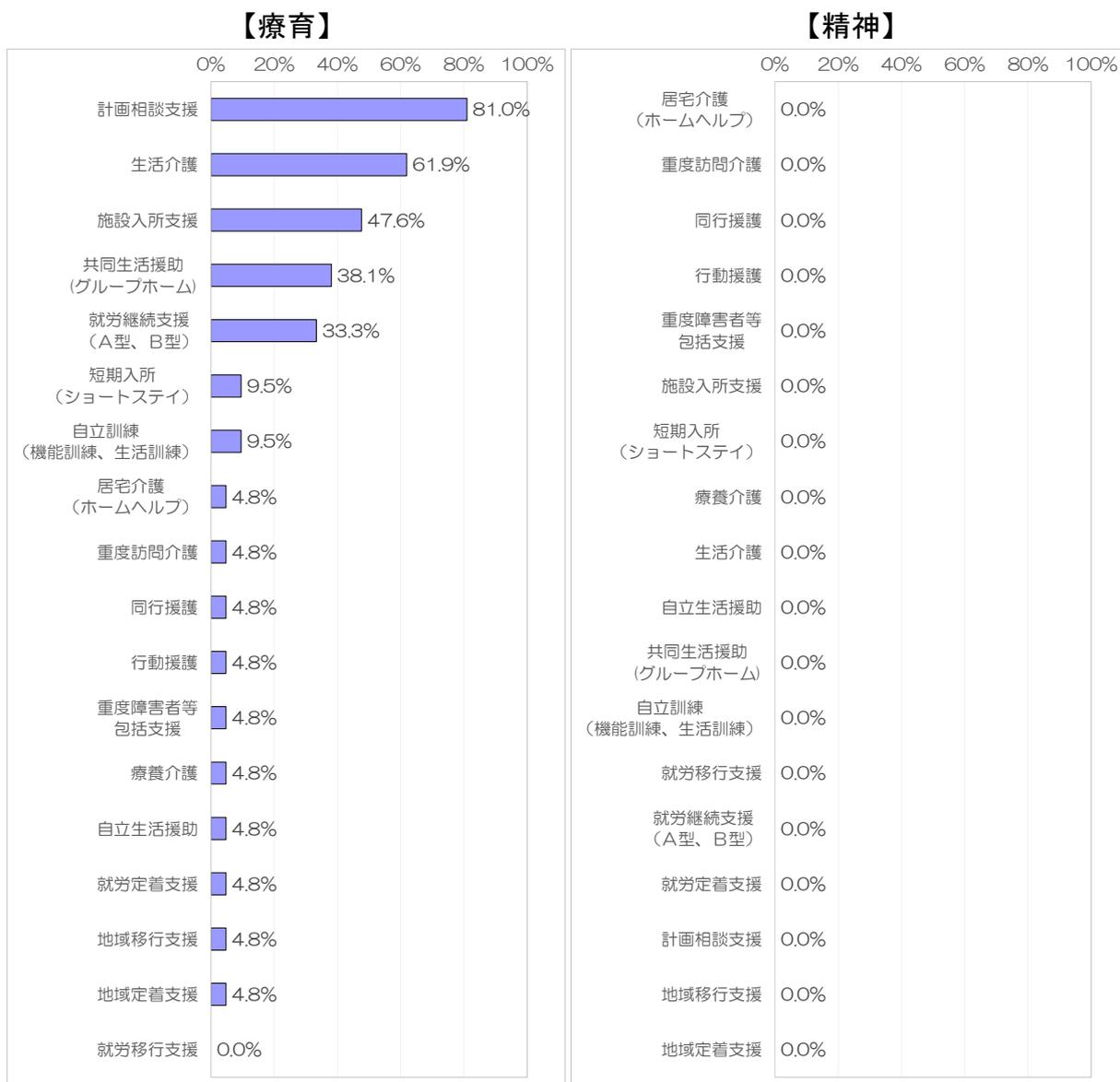
※精神障害者保健福祉手帳を所持している方のサービス利用はありますが、アンケート調査において回答がなかったため、現在利用しているサービスなしという結果になっています。

③ 今後3年以内に利用したいサービス

「計画相談支援」が最も多く、次いで「生活介護」、「施設入所支援」となっています。

手帳種別で見ると、身体は「施設入所支援」、療育は「計画相談支援」が最も多くなっています。なお、精神については回答がありませんでした。



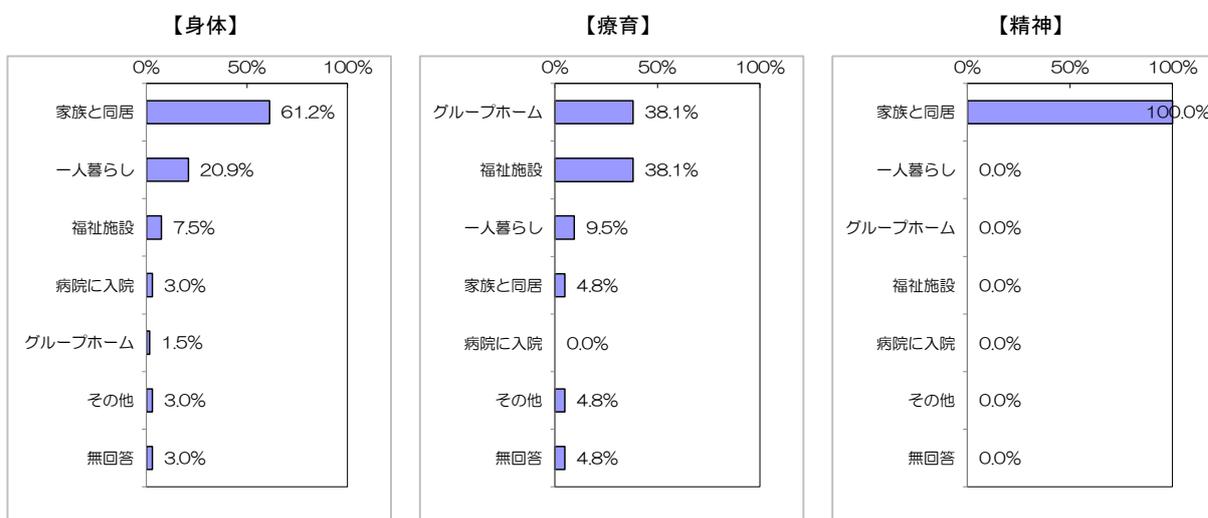
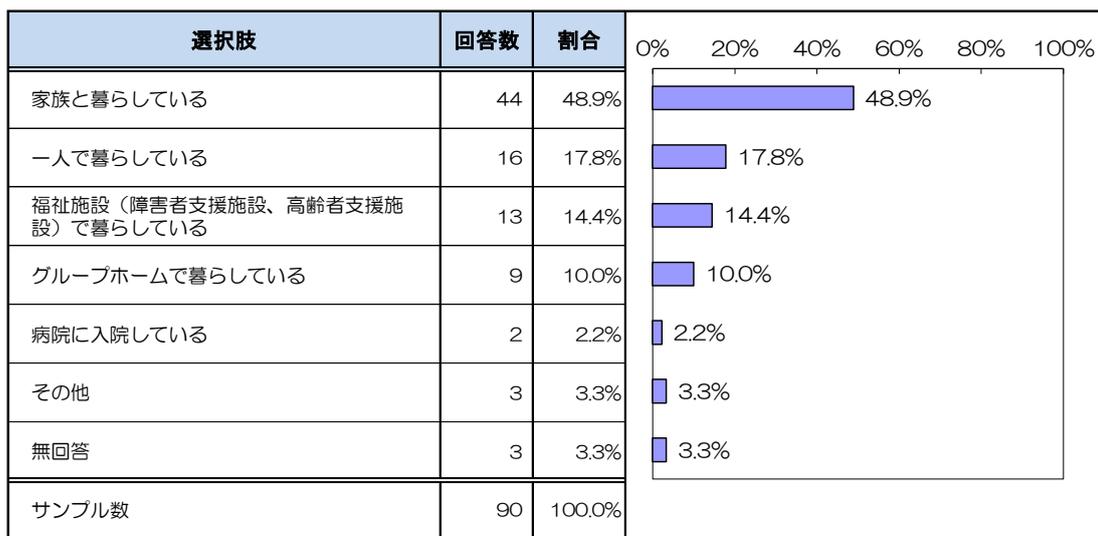


※精神障害者保健福祉手帳を所持している方のサービス利用意向はあると推測されますが、アンケート調査において回答がなかったため、今後利用したいサービスなしという結果になっています。

④ 現在の暮らし

「家族と暮らしている」(48.9%)、「一人で暮らしている」(17.8%)、「福祉施設で暮らしている」(14.4%)の順となっています。

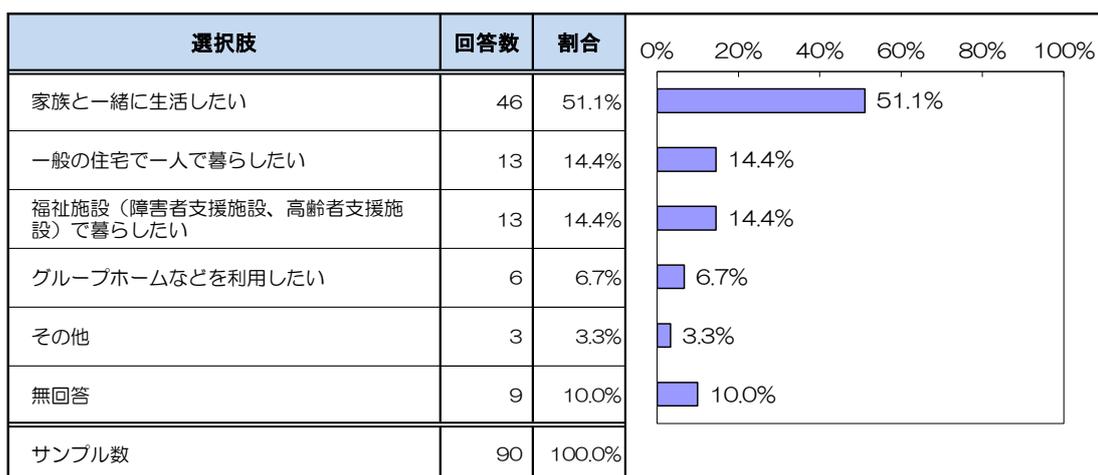
手帳種別でみると、身体及び精神は「家族と暮らしている」、療育は「グループホームで暮らしている」及び「福祉施設で暮らしている」が最も多くなっています。



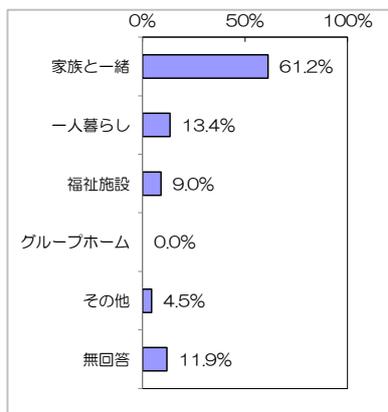
⑤ 今後3年以内の暮らしの希望

「家族と一緒に生活したい」(51.1%)、「一般の住宅で一人で暮らしたい」(14.4%)及び「福祉施設で暮らしたい」(14.4%)の順となっています。

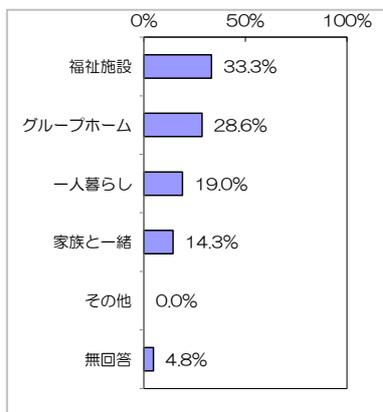
手帳種別で見ると、身体及び精神は「家族と一緒に生活したい」、療育は「福祉施設で暮らしたい」が最も多くなっています。



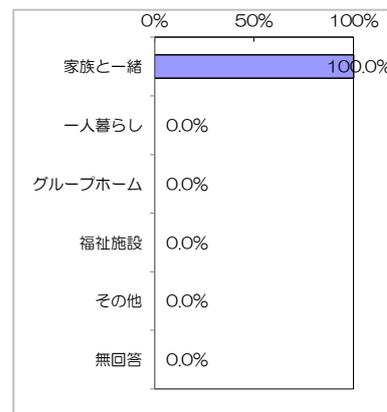
【身体】



【療育】



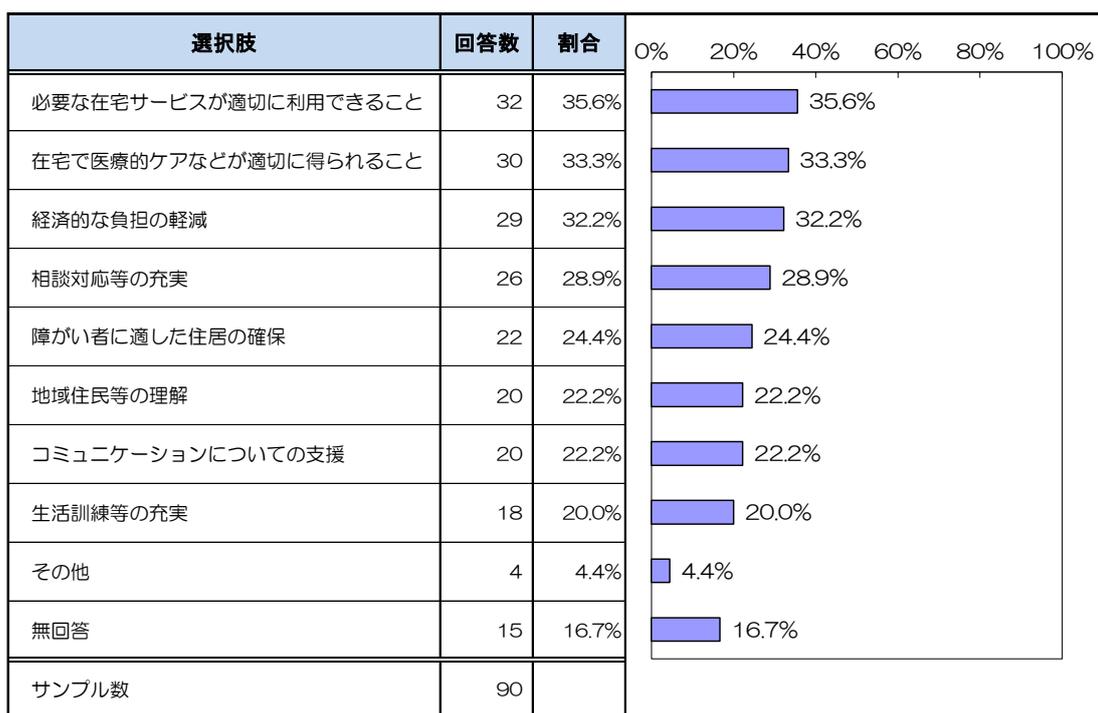
【精神】



⑥ 希望する暮らしを送るために必要な支援（あてはまるもの全て選択）

「必要な在宅サービスが適切に利用できること」(35.6%)、「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」(33.3%)、「経済的な負担の軽減」(32.2%)の順となっています。

手帳種別でみると、身体は「在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」、療育は「生活訓練等の充実」など、精神は「障がい者に適した住居の確保」などが最も多くなっています。



【身体】



【療育】



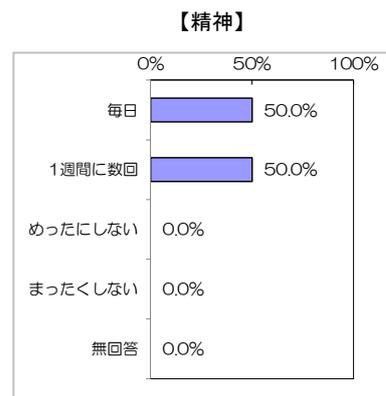
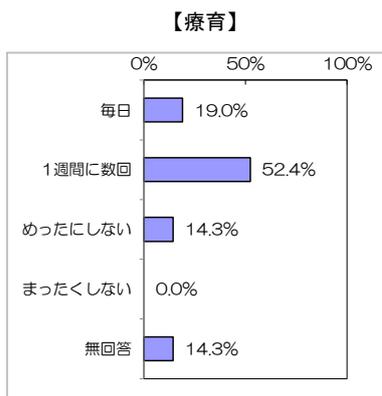
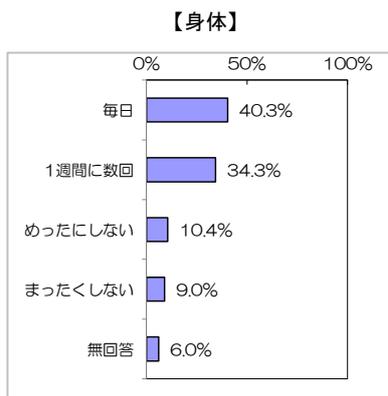
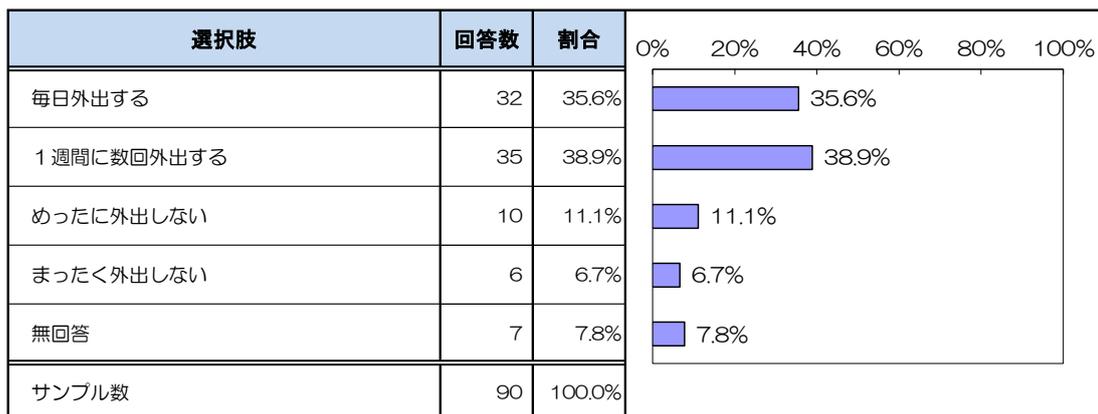
【精神】



⑦ 1週間にどの程度外出するか

「めったに外出しない」(11.1%)、「まったく外出しない」(6.7%)と回答した割合の合計が17.8%となっています。

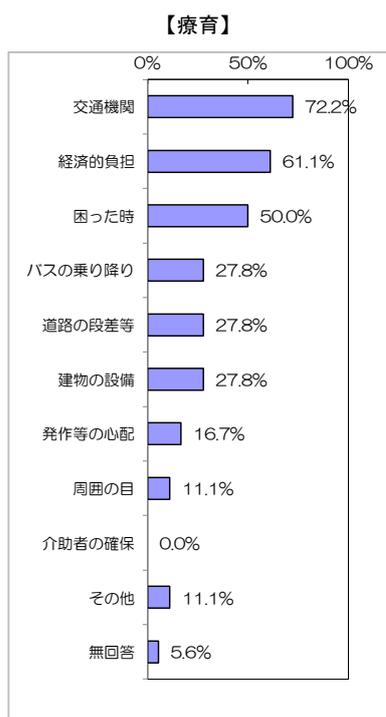
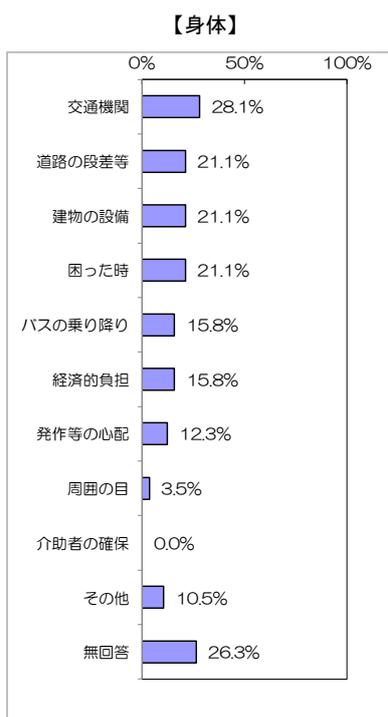
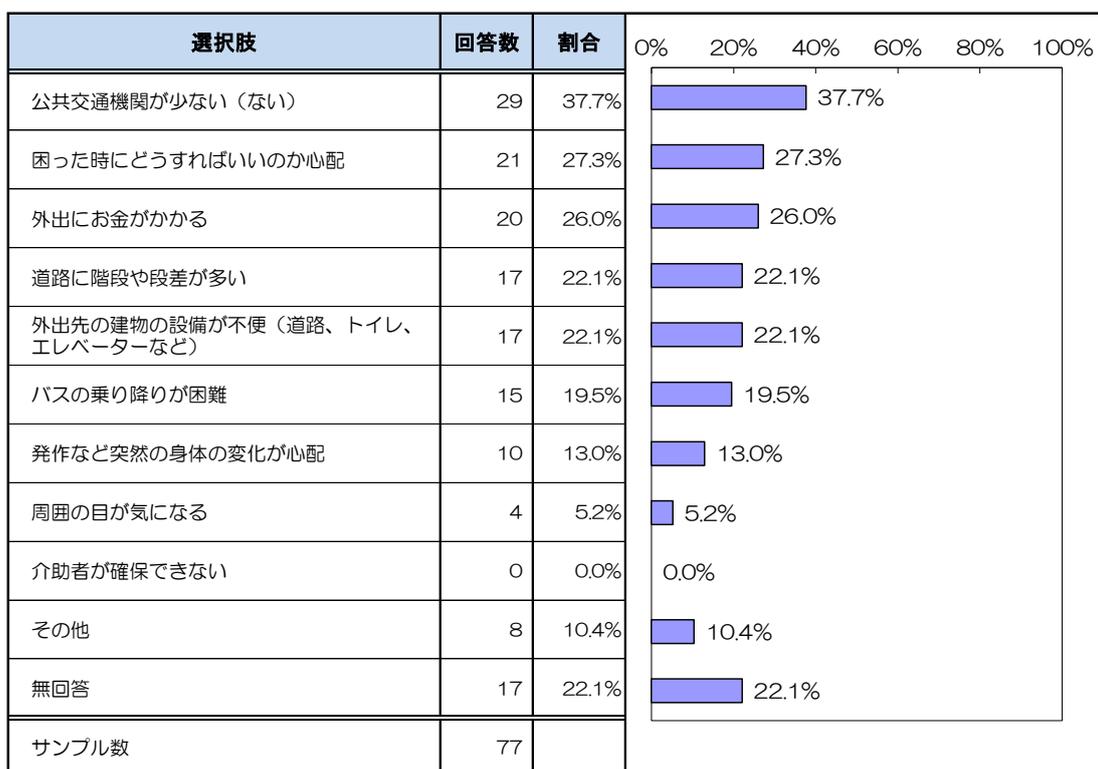
手帳種別で「めったに外出しない」、「まったく外出しない」と回答した割合の合計をみると、身体が19.4%、療育が14.3%、精神が0.0%となっています。



⑧ 外出する時の困りごと（あてはまるもの全て選択）

「公共交通機関が少ない（ない）」（37.7%）、「困った時にどうすればいいの  
か心配」（27.3%）、「外出にお金がかかる」（26.0%）の順となっています。

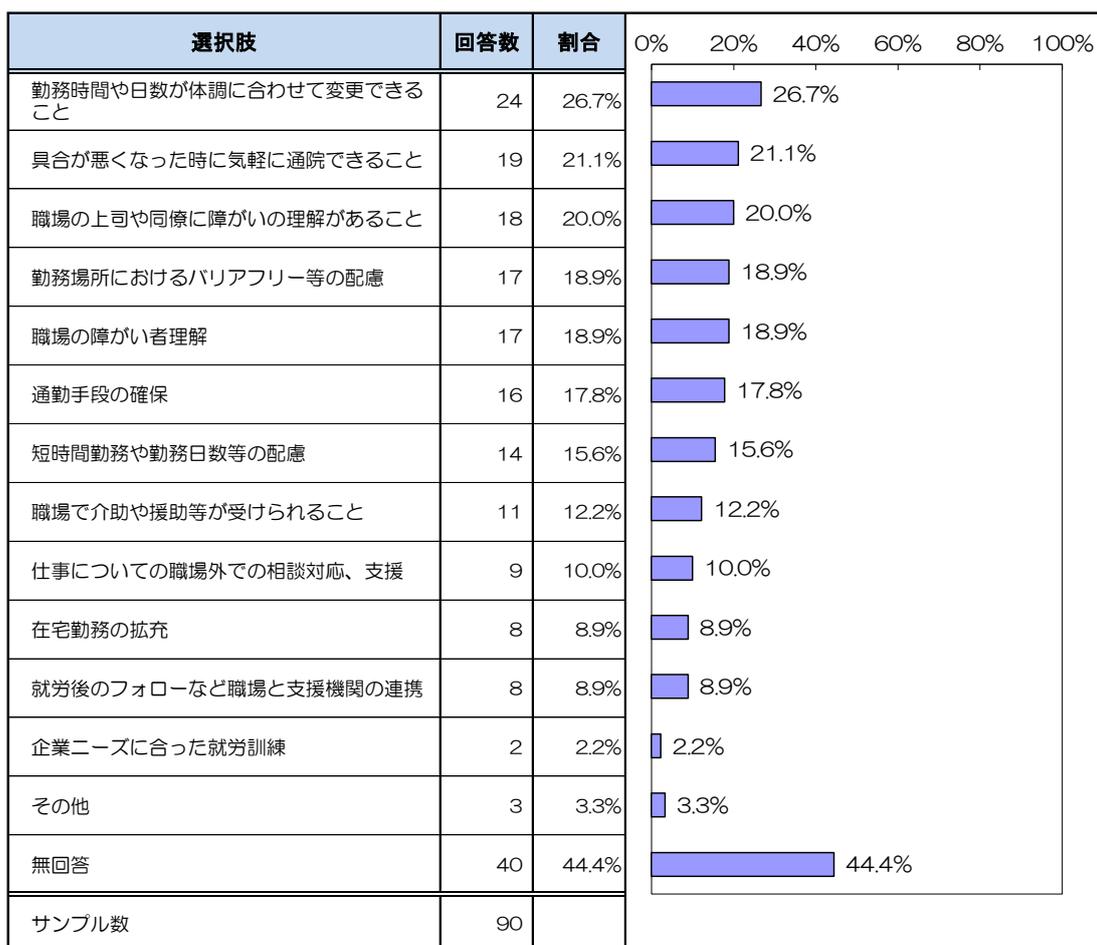
手帳種別で見ると、身体及び療育は「公共交通機関が少ない（ない）」、精神  
は「バスの乗り降りが困難」が最も多くなっています。

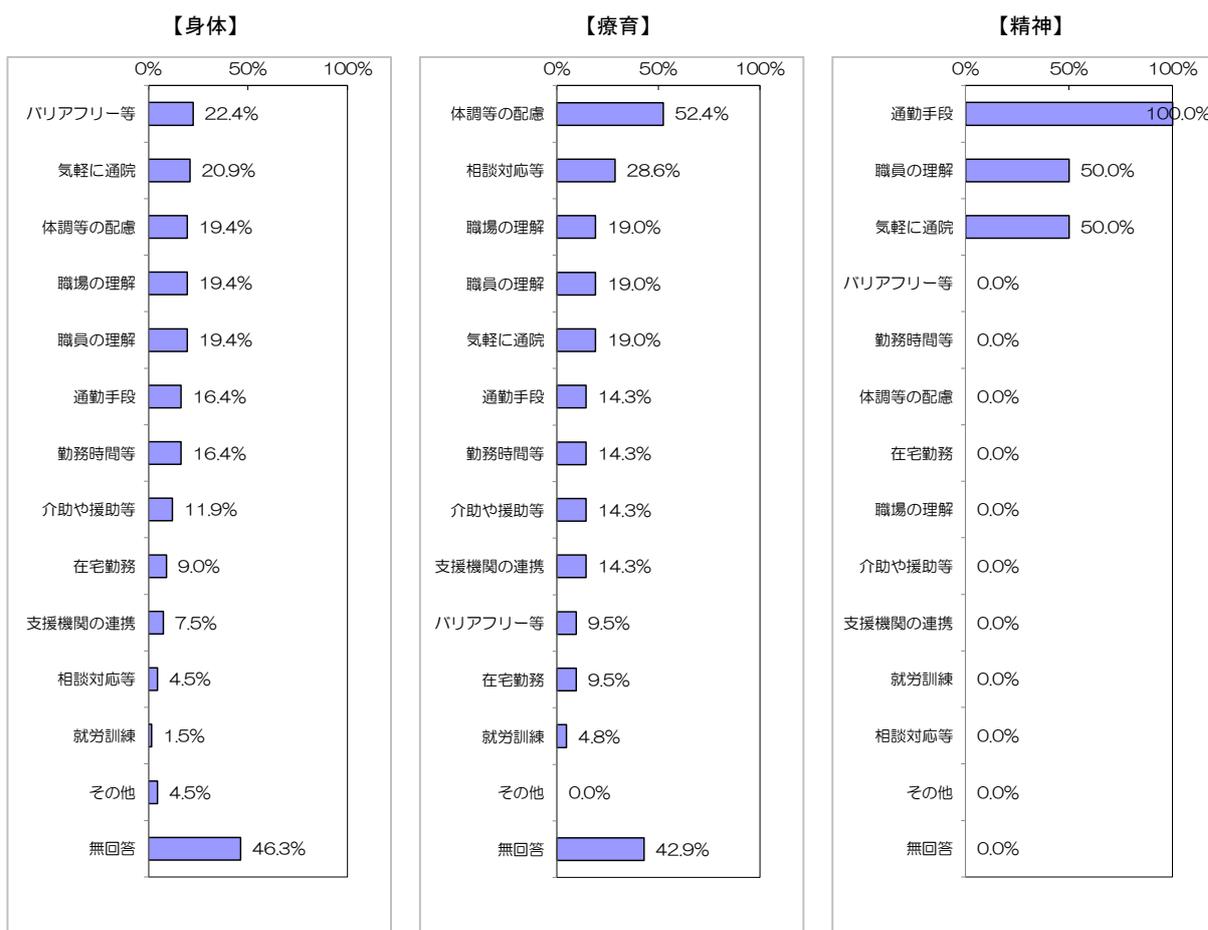


⑨ 障がい者の就労支援として必要なこと（あてはまるもの全て選択）

「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」(26.7%)、「具合が悪くなった時に気軽に通院できること」(21.1%)、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」(20.0%)の順となっています。

手帳種別でみると、身体は「勤務場所におけるバリアフリー等の配慮」、療育は「勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること」**など**、精神は「通勤手段の確保」が最も多くなっています。

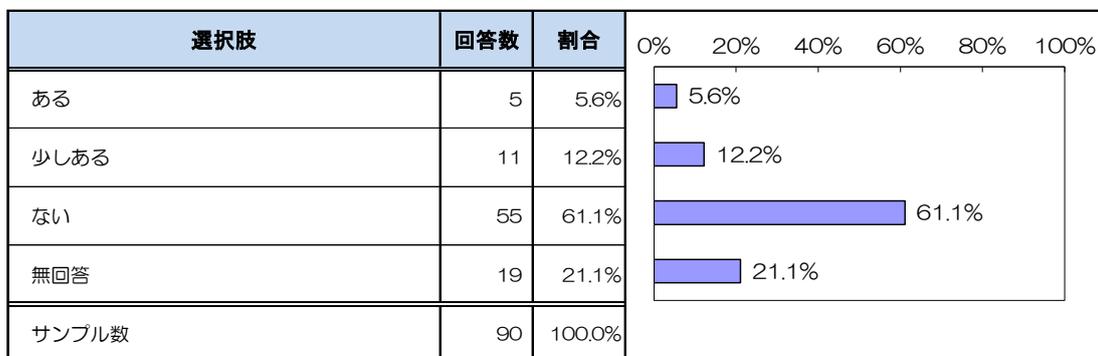


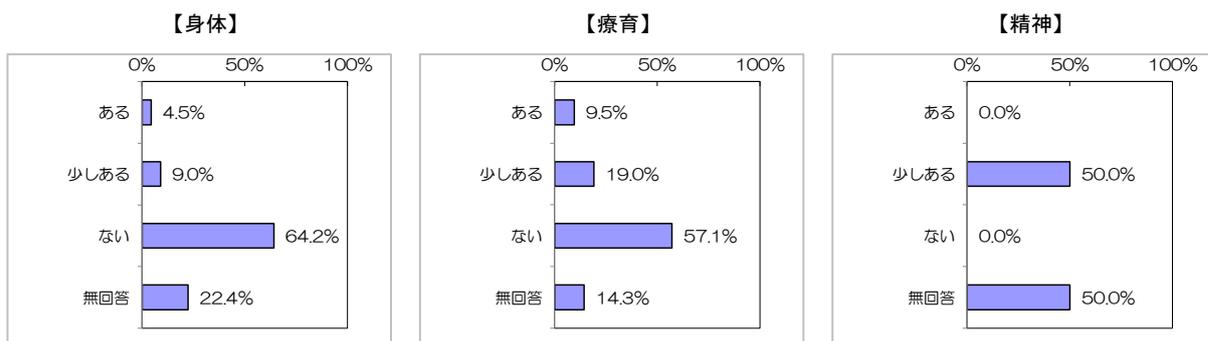


⑩ 障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験の有無

「ある」(5.6%)、「少しある」(12.2%)と回答した割合の合計が 17.8%となっています。

手帳種別で「ある」、「少しある」と回答した割合の合計をみると、身体が13.5%、療育が28.5%、精神が50.0%となっています。





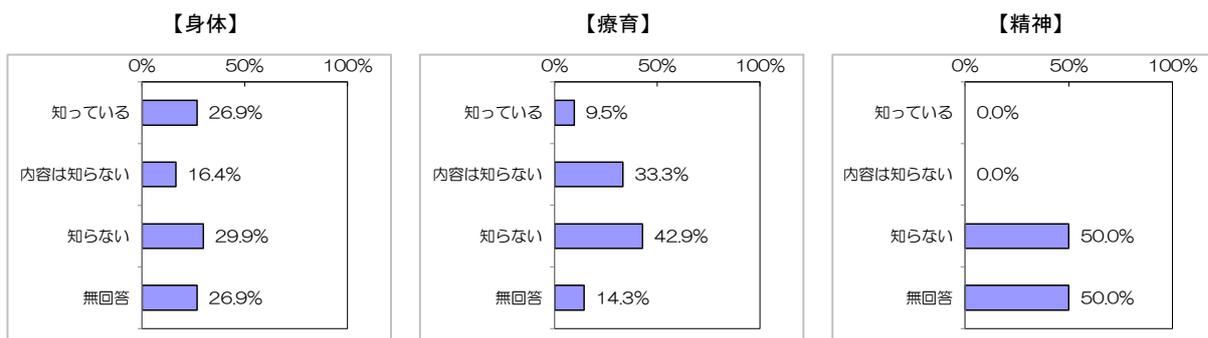
⑪ 成年後見制度の認知度

「名前も内容も知っている」が22.2%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が20.0%、「名前も内容も知らない」が33.3%となっています。

手帳種別でみると、身体、療育、精神のいずれも「名前も内容も知らない」が最も多くなっています。

選択肢	回答数	割合
名前も内容も知っている	20	22.2%
名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	18	20.0%
名前も内容も知らない	30	33.3%
無回答	22	24.4%
サンプル数	90	100.0%

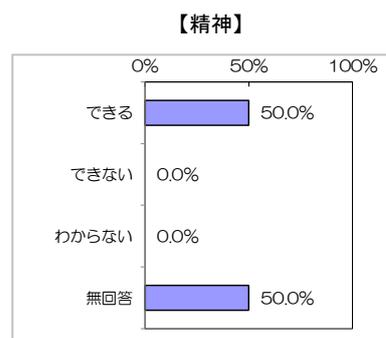
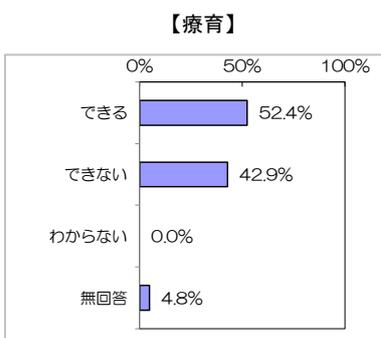
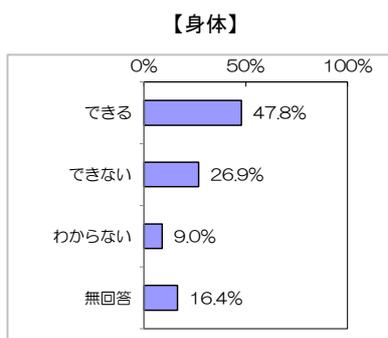
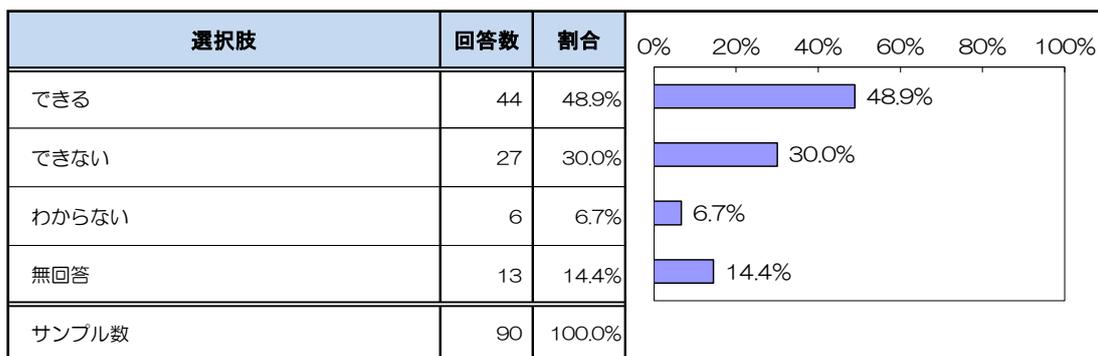
名前も内容も知っている	22.2%
名前を聞いたことがあるが、内容は知らない	20.0%
名前も内容も知らない	33.3%
無回答	24.4%



⑫ 災害時に一人で避難できるか

「できる」が48.9%、「できない」が30.0%、「わからない」が6.7%となっています。

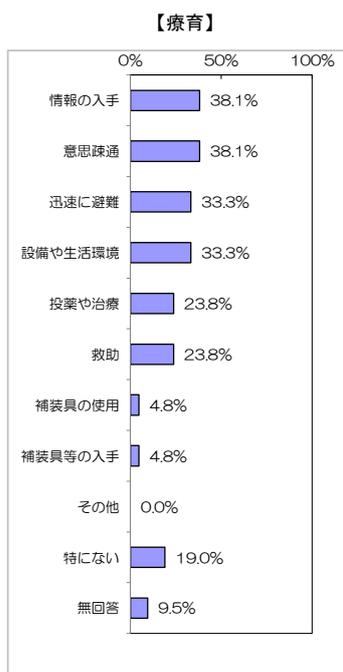
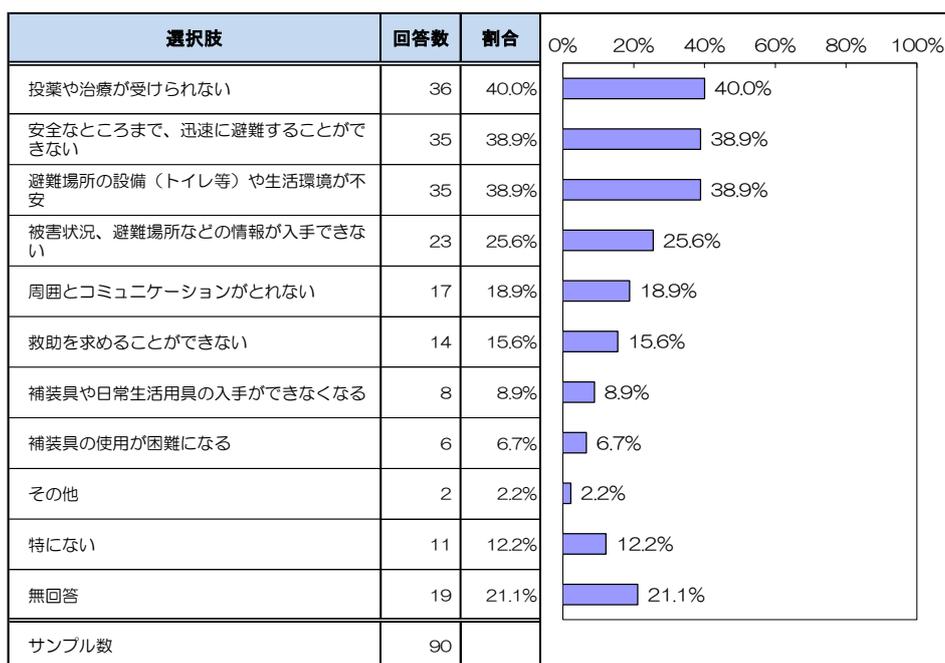
手帳種別でみると、身体、療育、精神のいずれも「できる」が最も多くなっています。



⑬ 災害時の困りごと（あてはまるもの全て選択）

「投薬や治療が受けられない」（40.0%）、「安全なところまで、迅速に避難することができない」（38.9%）及び「避難場所の設置（トイレ等）や生活環境が不安」（38.9%）の順となっています。

手帳種別でみると、身体は「投薬や治療が受けられない」、療育は「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」及び「周囲とコミュニケーションがとれない」、精神は「特にない」が最も多くなっています。



## 第3章 第5期計画等の実施状況

第5期障害福祉計画において定めた5つの成果目標及び各活動指標の実施状況と達成に向けた取組、その評価と今後の方向性については以下のとおりです。

### 1 成果目標の実施状況

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

「地域生活移行者」については、目標達成が困難な状況となっています。認定調査や計画相談等の機会を捉えて、施設入所者の地域移行の可能性や意向の把握に努めましたが、令和2年度実績は0人となっています。

「施設入所者の削減」については、1人削減となっており、目標を達成できる見込みとなっています。

目標	実績
<b>【地域生活移行者】</b> 令和2年度末に、平成28年度末時点の施設入所者（14人）のうち2人が地域生活へ移行する。	0人 目標対比▲2人
<b>【施設入所者の削減】</b> 令和2年度末に、平成28年度末時点の施設入所者（14人）を1人削減し、13人とする。	1人 目標対比±0人

※ 実績は令和2年11月現在

#### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

奄美圏域において、協議の場を共同設置しています。

目標	実績
<b>【協議の場の設置】</b> 令和2年度末までに保健、医療、福祉関係者による協議の場を、本村を含む奄美圏域にて共同設置する。	設置済み

※ 実績は令和2年11月現在

(3) 地域生活支援拠点等の整備

令和2年度末までの整備には至りませんでした。引き続き圏域での整備に向けた協議を継続します。

目標	実績
<b>【地域生活支援拠点等の整備】</b> 令和2年度末までに1つを本村単独若しくは奄美圏域に整備する。	令和5年度までに圏域で整備予定

※ 実績は令和2年11月現在



出典：厚生労働省資料

**(4) 福祉施設から一般就労への移行等**

「一般就労移行者」は令和2年度11月現在実績なしとなっており、目標達成が困難な状況となっています。一般就労移行希望者に対する支援を関係機関と連携しながら行い、より多くの方が一般就労に移行できるように努めます。

「就労移行支援事業の利用者数」は令和2年度11月現在0人となっています。一般就労へつながるサービスであることから、本人のニーズを踏まえながらサービス利用者の拡充を図ります。

目標	実績
<b>【一般就労移行者】</b> 令和2年度中の一般就労への移行者を1人とする。	0人 目標対比▲1人
<b>【就労移行支援事業の利用者数】</b> 令和2年度における就労移行支援事業の利用者を1人とする。	0人 目標対比▲1人

※ 実績は令和2年11月現在

**(5) 障害児支援の提供体制の整備等****① 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実**

「児童発達支援センターの設置」については奄美圏域で設置済みとなっています。

また、「保育所等訪問支援の利用体制構築」についても奄美圏域で支援体制構築済みとなっています。

目標	実績
<b>【児童発達支援センターの設置】</b> 令和2年度末までに、少なくとも1か所以上を設置する。	圏域で設置済み
<b>【保育所等訪問支援の利用体制構築】</b> 保育所等訪問支援体制の構築を図る。	圏域で 支援体制構築済み

※ 実績は令和2年11月現在

② 医療的ニーズへの対応

「重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスの整備」については未整備となっていますが、令和5年度末までに圏域で整備します。

「関係機関等が連携を図るための協議の場」については奄美圏域で設置済みとなっています。

目標	実績
<b>【重症心身障がい児を支援する事業所の整備】</b> 令和2年度までに重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービスを整備する。	未設置 令和5年度末までに 圏域で整備予定
<b>【協議の場の設置】</b> 平成30年度までに保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置する。	圏域で設置済み

※ 実績は令和2年11月現在

2 活動指標の状況

活動指標は、その進捗状況について定期的に状況確認を行うべき指標として定めているもので、(1) 障害福祉サービス、(2) 障害児通所支援・障害児相談支援事業の実施状況は以下のとおりです。

(1) 障害福祉サービス

① 訪問系サービス

種類		平成30年度	令和1年度	令和2年度
居宅介護	計画	2人	2人	2人
重度訪問介護		16時間	16時間	16時間
行動援護	実績	0人	0人	0人
重度障害者等包括支援		0時間	0時間	0時間
同行援護				

※ 令和2年度は11月現在の実績

② 日中活動系サービス

種類		平成30年度		令和1年度		令和2年度	
生活介護	計画	18人	360人日	18人	360人日	18人	360人日
	実績	16人	338人日	13人	287人日	13人	281人日
自立訓練（機能訓練）	計画	0人	0人日	0人	0人日	0人	0人日
	実績	0人	0人日	0人	0人日	0人	0人日
自立訓練（生活訓練）	計画	0人	0人日	0人	0人日	0人	20人日
	実績	0人	0人日	0人	0人日	0人	0人日
就労移行支援	計画	1人	22人日	1人	22人日	1人	22人日
	実績	0人	0人日	0人	0人日	0人	0人日
就労継続支援（A型）	計画	0人	0人日	0人	0人日	0人	0人日
	実績	0人	0人日	0人	0人日	0人	0人日
就労継続支援（B型）	計画	5人	109人日	5人	109人日	6人	130人日
	実績	7人	165人日	14人	263人日	20人	361人日
就労定着支援	計画	0人		0人		1人	
	実績	0人		0人		0人	
療養介護	計画	0人		0人		0人	
	実績	0人		0人		0人	
短期入所（福祉型）	計画	1人	3人日	1人	3人日	1人	3人日
	実績	0人	0人日	0人	0人日	1人	8人日
短期入所（医療型）	計画	0人	0人日	0人	0人日	0人	0人日
	実績	0人	0人日	0人	0人日	0人	0人日

※ 令和2年度は11月現在の実績

③ 居住系サービス

種類		平成30年度		令和1年度		令和2年度	
自立生活援助	計画	0人		0人		1人	
	実績	0人		0人		0人	
共同生活援助	計画	6人		6人		7人	
	実績	7人		7人		7人	
施設入所支援	計画	13人		13人		13人	
	実績	14人		12人		11人	

※ 令和2年度は11月現在の実績

④ 相談支援

種類		平成 30 年度	令和 1 年度	令和 2 年度
計画相談支援	計画	4人	4人	5人
	実績	4人	6人	8人
地域移行支援	計画	0人	0人	1人
	実績	0人	0人	0人
地域定着支援	計画	0人	0人	1人
	実績	0人	0人	0人

※ 令和2年度は11月現在の実績

(2) 障害児通所支援・障害児相談支援事業

種類		平成 30 年度		令和 1 年度		令和 2 年度	
児童発達支援	計画	1人	7人日	1人	7人日	1人	7人日
	実績	1人	5人日	0人	0人日	0人	0人日
医療型児童発達支援	計画	0人	0人日	0人	0人日	0人	0人日
	実績	0人	0人日	0人	0人日	0人	0人日
放課後等デイサービス	計画	0人	0人日	0人	0人日	0人	0人日
	実績	0人	0人日	0人	0人日	0人	0人日
保育所等訪問支援	計画	0人	0人日	0人	0人日	0人	0人日
	実績	0人	0人日	0人	0人日	0人	0人日
居宅型児童発達支援	計画	0人	0人日	0人	0人日	0人	0人日
	実績	0人	0人日	0人	0人日	0人	0人日
障害児相談支援	計画	2人		2人		2人	
	実績	1人		0人		0人	
コーディネーターの 配置人数	計画	0人		0人		1人	
	実績	0人		0人		0人	

※ 令和2年度は11月現在の実績

## 第4章 基本的理念等

### 1 基本的理念

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画では、国の基本指針を踏まえ、以下の7点を基本的理念とします。

#### (1) 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がい者等の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障害福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の整備を進めます。

#### (2) 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施

障害福祉サービスの対象となる障がい者等に対してサービスの充実を図るとともに、県の支援等を通じて引き続きサービスの<sup>\*</sup>均てん化を図ります。

また、発達障がい者及び高次脳機能障がい者については、従来から精神障がい者に含まれるものとして障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていること、難病患者等（障害者総合支援法で定める対象疾病）についても障害者総合支援法に基づく給付の対象になっていることを、引き続き周知し障害福祉サービスの活用を促します。

#### (3) 入所等から地域生活への移行等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者等の自立支援の観点から、入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等といった課題に対応したサービス提供体制を整え、障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、障害福祉事業所等の地域資源と共に提供体制の整備を進めます。

特に、入所等から地域生活への移行については、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制を整備する必要があり、例えば、重度化・高齢化した障がい者で地域生活を希望する者に対しては、日中サービス支援型指定共同生活援助により常時の支援体制を確保すること等により、地域生活への移行が可能となるようサービス提供体制を確保します。

---

<sup>\*</sup>均てん化：障害福祉サービス等の地域格差をなくし、全国どこでも等しくサービスを受けられるようにすること

#### **(4) 地域共生社会の実現に向けた取組**

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。

#### **(5) 障がい児の健やかな育成のための発達支援**

障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図るとともに、県の支援等を通じて引き続き障がい児支援の均てん化を図ることにより、地域支援体制の構築を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

#### **(6) 障害福祉人材の確保**

障がい者の重度化・高齢化が進む中においても、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、様々な障害福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せてそれを担う人材を確保していく必要があります。

そのために、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、関係者と協力して取り組んでいきます。

#### **(7) 障がい者の社会参加を支える取組**

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援すべきです。

特に、障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律を踏まえ、障がい者が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また、読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現のため、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を計画的に推進します。

## 2 障害福祉サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

障害福祉サービス等の提供体制の確保に当たっては、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」の基本的理念を踏まえ、下記の点に配慮して数値目標を設定するとともに、そのために必要となる指定障害福祉サービス等の量を見込み、計画的な整備を行います。

- 1 必要とされる訪問系サービスの保障
- 2 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障
- 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実
- 6 依存症対策の推進

## 3 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むためには、障害福祉サービス等の提供体制の確保とともに、これらのサービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築を下記の点に配慮し、図っていきます。

- 1 相談支援体制の構築
- 2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保
- 3 発達障がい者等に対する支援
- 4 協議会の設置等

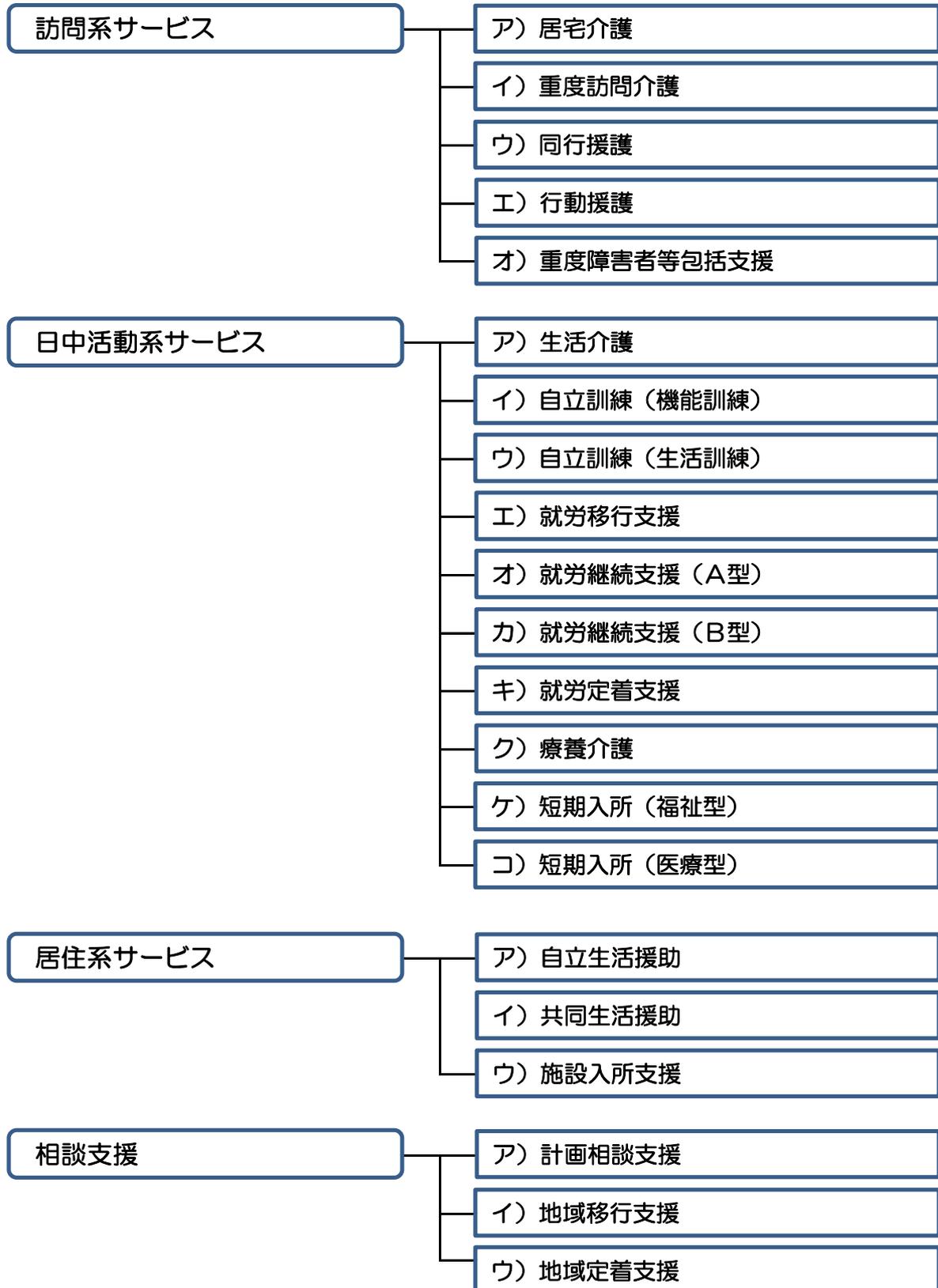
## 4 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

障がい児支援については、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関と連携を図り、障がい児及びその家族に対し、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を下記の点に配慮し、進めていきます。

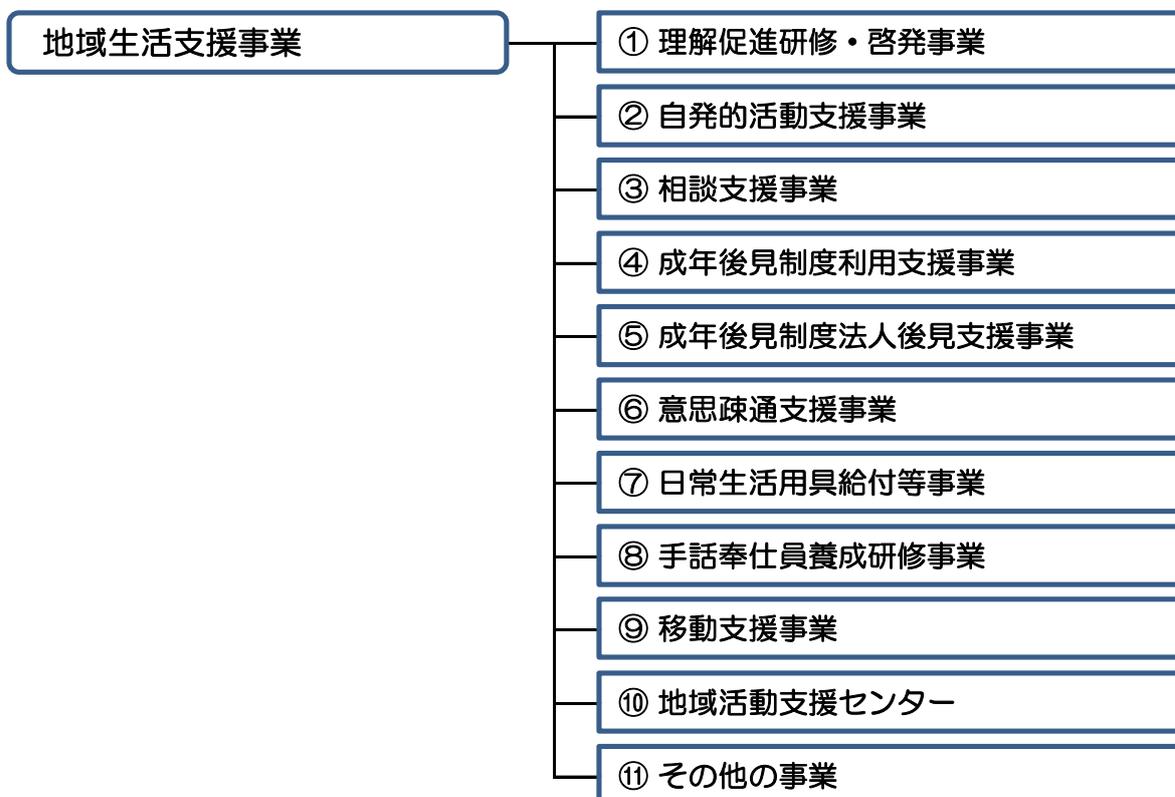
- 1 地域支援体制の構築
- 2 保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援
- 3 地域社会への参加・包容の推進
- 4 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備
- 5 障がい児相談支援の提供体制の確保

## 5 事業の全体像

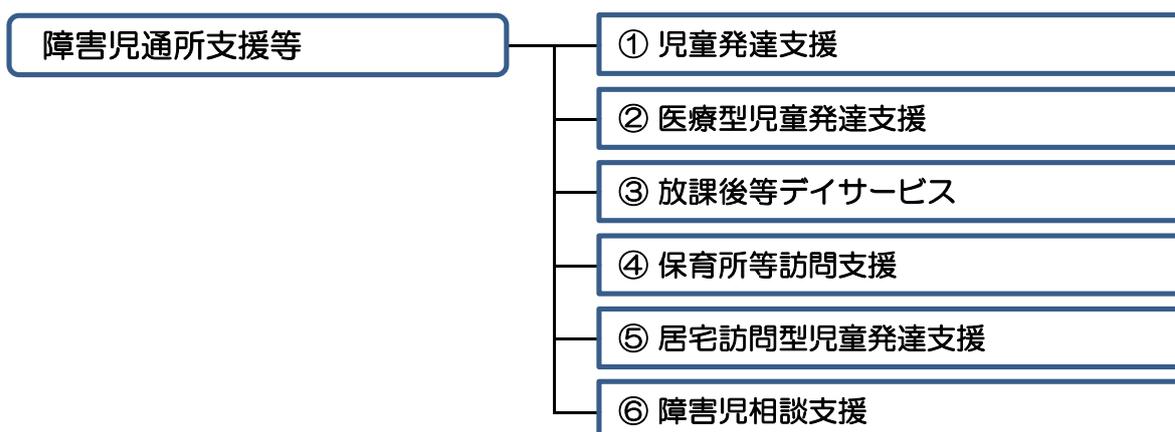
### (1) 自立支援給付（障害者総合支援法）



(2) 地域生活支援事業（障害者総合支援法）



(3) 障害児通所支援・障害児相談支援（児童福祉法）



## 第5章 障害福祉サービス等の提供体制に係る目標

### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、令和1年度末時点の福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホーム、一般住宅等に移行する者を見込み、その上で、令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

国の基本指針
令和1年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとともに、これに合わせて令和5年度末の施設入所者数を令和1年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本指針とします。

村の目標設定の考え方
<p>国の基本指針に基づいて、6%以上（1人以上）を地域生活に移行とすべき本計画では、本村の実情を考慮し、地域生活移行人数の目標設定を1人とします。</p> <p>また、国の基本指針に基づいて、施設入所者の1.6%以上（1人以上）を削減すべき本計画では、本村の実情を考慮し、削減数の目標設定を1人とします。</p>

項目	人数	考え方
施設入所者	12人	令和1年度末の施設入所者
目標年度の地域移行者	1人 8.3%	施設入所からグループホーム等への移行見込み
目標年度の施設入所者	11人	令和5年度末の施設入所者
削減見込み	1人 8.3%	

## 2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

相談、体験の機会や場の提供、緊急時の受け入れ・対応、専門的な対応、地域の体制づくり等を行う地域生活支援拠点等について、令和5年度末までの間に村又は圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とします。

国の基本指針
令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本指針とします。

村の目標設定の考え方			
令和5年度末までに地域生活支援拠点等を1か所圏域整備します。また、年1回以上運用状況を検証及び検討します。			
令和5年度末の整備箇所数	整備形態	整備目標年度	1年間の運用状況検証・検討の回数
未整備 1か所整備予定	圏域整備	令和3年度	1回

## 3 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業)を通じて、一般就労に移行する人の目標値を設定します。また、この目標値を達成するため、就労移行支援事業、就労継続支援A型、就労継続支援B型の利用者数の目標値を設定します。さらに、一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者の割合を7割以上、就労定着率8割以上の就労定着支援事業所を7割以上とすることを基本とします。

国の基本指針
令和5年度中に一般就労への移行者数を令和1年度実績の1.27倍以上にするとともに、令和5年度の就労移行支援事業、就労継続支援A型、就労継続支援B型の利用者数の目標値を設定します。また、一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者の割合を7割以上、就労定着率8割以上の就労定着支援事業所を7割以上とすることを基本指針とします。

村の目標設定の考え方
<p>国の基本指針に基づくと、令和5年度中に一般就労への移行者数を令和1年度実績の1.27倍以上（1人）、一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者の割合を7割以上、就労定着率8割以上の就労定着支援事業所を7割以上となりますが、本村の実情を考慮し、一般就労への移行者数を1人、また、この目標値を達成するため、令和5年度の就労移行支援事業利用者を1人、就労継続支援A型事業利用者を1人、就労継続支援B型事業利用者を17人と設定します。</p> <p>さらに、一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者の割合を100%として設定します。なお、本村には就労定着支援事業所は整備されていないことから、一般就労移行者のうち就労定着支援事業利用者の割合及び就労定着率については設定しません。</p>

項目	人数	考え方
一般就労移行者数	0人	令和1年度実績
目標年度の一般就労移行者	1人	令和5年度一般就労移行者
目標年度の就労移行支援事業の利用者数	1人	令和5年度
目標年度の就労継続支援A型事業の利用者数	1人	令和5年度
目標年度の就労継続支援B型事業の利用者数	17人	令和5年度

## 4 障がい児支援の提供体制の整備等

### (1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

児童発達支援センターを中核とした地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターを村に少なくとも1か所以上設置することを基本とします。また、村で保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とします。

国の基本指針
<p>令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。また、令和5年度末までに、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本指針とします。</p>

村の目標設定の考え方		
本村では既に圏域で児童発達支援センターを設置しています。また、保育所等訪問支援を利用できる体制も圏域で既に確保しています。		
令和5年度末の児童発達支援センター整備箇所数	児童発達支援センター設置形態	令和5年度末の保育所等訪問支援を利用できる体制確保
1か所整備済み	圏域設置	圏域で確保有

**(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保**

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を村又は圏域に1カ所以上確保することを基本とします。

国の基本指針
重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を市町村又は圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本指針とします。

**① 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保**

村の目標設定の考え方	
令和5年度末までに主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を1か所、圏域で確保します。	
令和5年度末の整備箇所数	確保形態
未整備、1か所整備予定	圏域確保

**② 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保**

村の目標設定の考え方	
令和5年度末までに主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスを1か所、圏域で確保します。	
令和5年度末の整備箇所数	確保形態
未整備、1か所整備予定	圏域確保

**(3) 医療的ケア児のための協議の場の設置等**

医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、県、圏域及び市町において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とします。

国の基本指針
<p>医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本指針とします。</p>

**① 保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関の協議の場の設置**

村の目標設定の考え方	
<p>関係機関等が連携を図るための協議の場を圏域で設置済みです。</p>	
令和5年度末の設置見込み	設置形態
設置済み	圏域設置

**② コーディネーターの配置**

村の目標設定の考え方	
<p>令和5年度末までに医療的ケア児等に関するコーディネーターを圏域で設置します。</p>	
令和5年度末の配置見込み	設置形態
未配置、令和3年度から配置予定	圏域設置

## 5 相談支援体制の充実・強化等

相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、市町村又は圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とします。

国の基本指針
<p>相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本指針とします。</p> <p>これらの取組を実施するに当たっては、基幹相談支援センター等がその機能を担うことを検討します。</p>

村の目標設定の考え方	
<p>総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を圏域で確保しています。</p>	
令和5年度末の構築見込み	確保形態
構築済み	圏域確保

## 6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組（障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有、指導監査結果の関係市町村との共有）に関する事項を実施する体制を構築することを基本とします。

国の基本指針
<p>利用者が真に必要とする障害福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本指針とします。</p>

① サービスの質の向上を図るための体制の構築

村の目標設定の考え方
令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築します。
令和5年度末の構築見込み
構築予定

② サービス等の質を向上させるための取組

村の目標設定の考え方				
令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための下記取組を実施します。				
令和5年度末の 各種研修への 職員の参加	障害者自立支援審査支払等システム による審査結果		指導監査結果の関係市町村との共有	
	令和5年度末の 共有体制	令和5年度末の 事業所等との共 有の実施	令和5年度末の 共有体制	令和5年度末の 関係自治体との 共有の実施
1人	体制有	1回	体制有	1回

## 第6章 障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み

本計画における「成果目標」の達成に向け、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス、地域生活支援事業、児童福祉法に基づく障がい児を対象とした障がい児通所支援等事業について、サービス及び事業の見込量を、定期的な状況確認を行う「活動指標」として設定します。

### 1 障害福祉サービス等

#### (1) 訪問系サービス

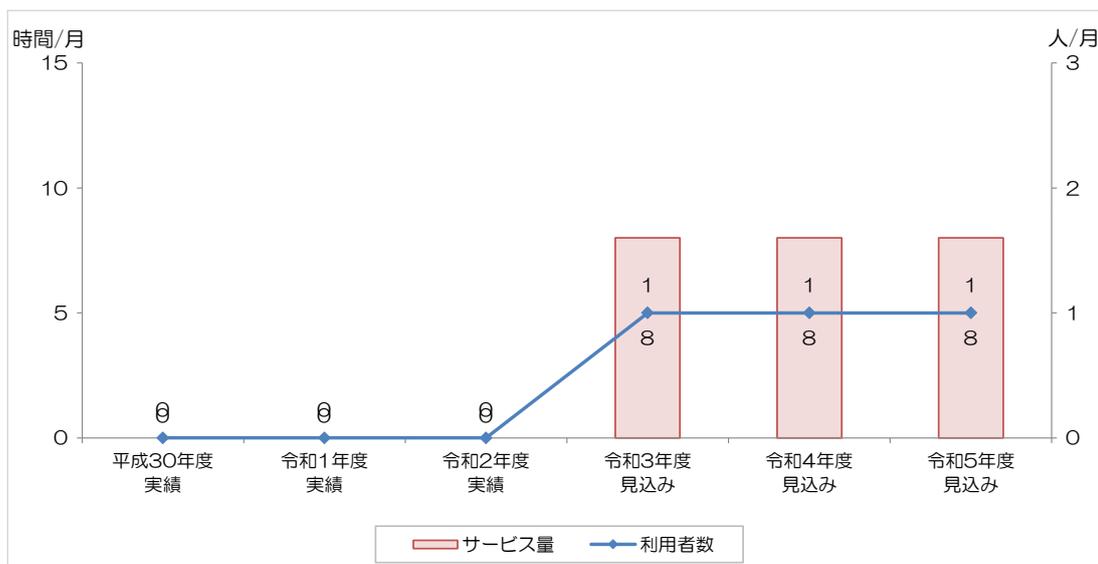
##### ① 主な対象者・サービス内容

サービス名	主な対象者	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	・ 障害支援区分が区分1以上 (児童の場合はこれに相当する心身の状態)である人	ホームヘルパーが、居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	・ 重度の肢体不自由又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって常時介護を要する人	重度の肢体不自由又は重度の知的障がい若しくは精神障がいがあり常に介護を必要とする人に対して、ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的にを行います。
行動援護	・ 知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人等であって常時介護を要する人 (障害支援区分3以上)	行動に著しい困難を有する知的障がいや精神障がいのある人が、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護のほか、行動する際に必要な援助を行います。
同行援護	・ 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者	移動時や外出先で視覚的情報の支援(代筆、代読含む)や移動の援護、排せつ、食事等の介護等を行います。
重度障害者等 包括支援	・ 常時介護を要する人で、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺や寝たきりの状態にある人、知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人	常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。

② サービス利用実績・見込量

第5期までの利用実績や障がい者の人数の推移等を踏まえ、サービス見込量を設定します。

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1
サービス量	時間/月	0	0	0	8	8	8



(2) 日中活動系サービス

① 主な対象者・サービス内容

サービス名	主な対象者	サービス内容
生活介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な人</li> </ul>	<p>地域や入所施設で安定した生活を営むことができるよう、福祉施設で食事や入浴、排せつ等の介護や日常生活上の支援、生産活動等の機会を提供します。</p>
自立訓練 (機能訓練)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活を営む上で、身体機能や生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がいのある人、又は難病を患っている人</li> </ul>	<p>身体障がいのある人、又は難病を患っている人などに対して、障がい者支援施設、障害福祉サービス事業所、又は障がい者の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。</p>
自立訓練 (生活訓練)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者</li> </ul>	<p>知的障がい又は精神障がいのある人に対して、障がい者支援施設、障害福祉サービス事業所又は障がい者の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言などの支援を行います。</p>
就労移行支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労を希望する65歳未満の障がい者であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人</li> </ul>	<p>就労を希望する65歳未満の障がい者に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。</p>
就労継続支援 A 型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業等に就労することが困難な人であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の人</li> </ul>	<p>企業等に就労することが困難な障がい者に対して、雇用契約に基づく就労機会を提供するとともに、一般就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。</p>
就労継続支援 B 型	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や一定年齢に達している人などであって、就労の機会等を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される人</li> </ul>	<p>通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がい者に対して、生産活動などの機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な支援・指導等を行います。</p>
就労定着支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人</li> </ul>	<p>一般就労に移行した障がい者に対し、相談を通じ就労に伴う環境変化により生じている生活面の課題を把握するとともに、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間提供します。</p>

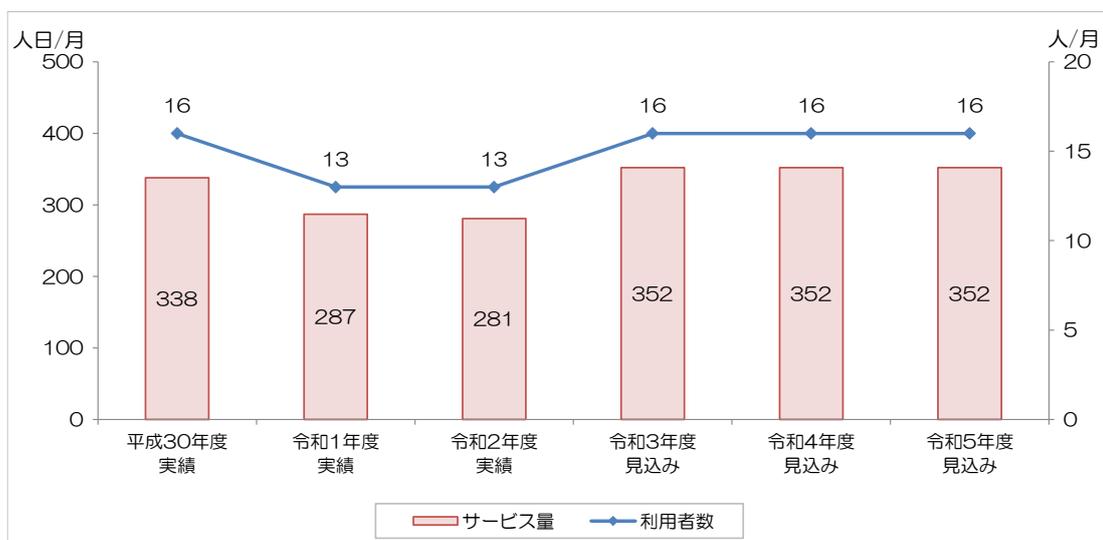
サービス名	主な対象者	サービス内容
療養介護	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする人で次に該当する人</li> <li>(1) 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人であって、障害支援区分が区分6の人</li> <li>(2) 筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者であって、障害支援区分が区分5以上の人</li> </ul>	<p>病院において医療的ケアを必要とする障がいのうち、常に介護を必要とする人に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。</p>
短期入所（福祉型）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害支援区分が区分1以上の人</li> <li>・ 障がい児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する児童</li> </ul>	<p>自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。</p>
短期入所（医療型）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 遷延性意識障がい児・障がい者、筋萎縮性側索硬化症（ALS）等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障がい児・障がい者等</li> </ul>	<p>自宅で介護を行っている人が病気などの理由により介護を行うことができない場合に、障がい者に障がい者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を行います。</p>

② 見込み量

第5期までの利用実績や利用者数、新たなサービス利用者数等を勘案し、生活介護、就労継続支援B型施設等、日中活動の場の見込みを設定します。

ア) 生活介護

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	16	13	13	16	16	16
サービス量	人日/月	338	287	281	352	352	352



イ) 自立訓練（機能訓練）

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
サービス量	人日/月	0	0	0	0	0	0

ウ) 自立訓練（生活訓練）

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
サービス量	人日/月	0	0	0	0	0	0

エ) 就労移行支援

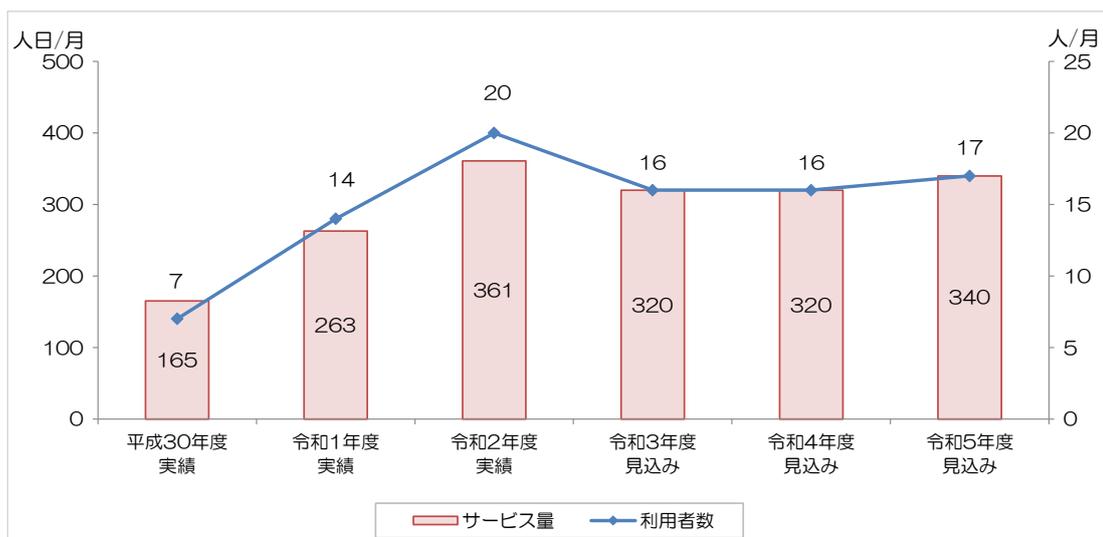
	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
サービス量	人日/月	0	0	0	0	0	0

オ) 就労継続支援（A型）

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	0	0	0	1	1	1
サービス量	人日/月	0	0	0	22	22	22

カ) 就労継続支援（B型）

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	7	14	20	16	16	17
サービス量	人日/月	165	263	361	320	320	340



キ) 就労定着支援

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0

ク) 療養介護

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0

ケ) 短期入所（福祉型）

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	0	0	1	0	0	0
サービス量	人日/月	0	0	8	0	0	0

コ) 短期入所（医療型）

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
サービス量	人日/月	0	0	0	0	0	0

(3) 居住系サービス

① 主な対象者・サービス内容

サービス名	主な対象者	サービス内容
自立生活援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する人等</li> </ul>	定期的にご利用者の居宅を訪問し、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。また、定期的な訪問だけではなく、利用者からの相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応も行います。
共同生活援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者（身体障がいのある人にとっては、65歳未満の人又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある人に限る。）</li> </ul>	障がい者に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつ又は食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活介護利用者のうち、障害支援区分4以上の人(50歳以上の場合は区分3以上)</li> <li>自立訓練、就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況等により通所することが困難な人</li> </ul>	施設に入所する障がい者に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行います。

② サービス利用実績・見込み

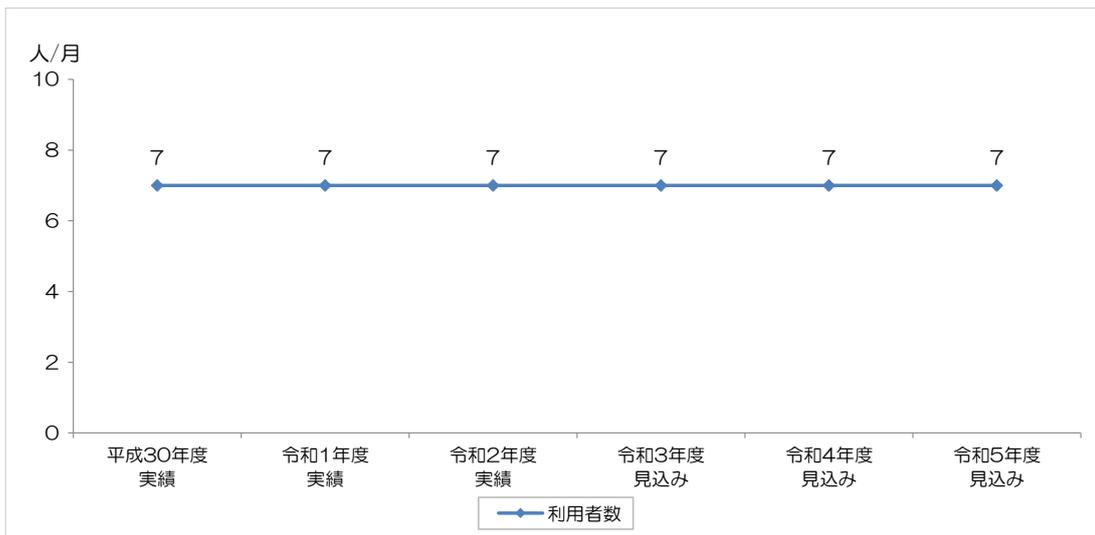
第5期までの利用実績及び利用者数、障がい者の人数の推移等を基に、グループホームの利用希望や精神科病院等からの地域生活への移行を勘案して、見込量を設定します。

ア) 自立生活援助

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0

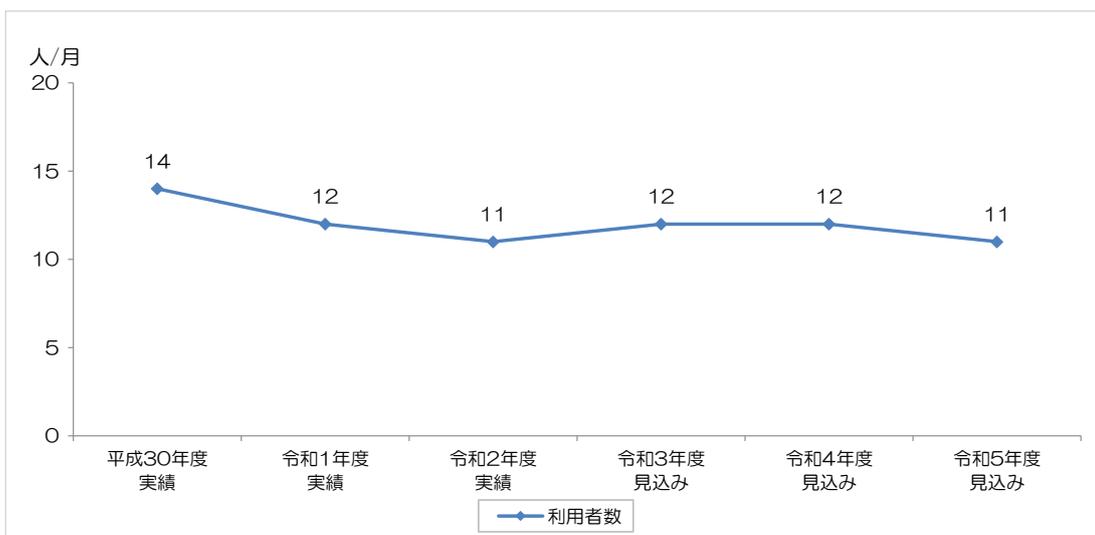
イ) 共同生活援助

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	7	7	7	7	7	7



ウ) 施設入所支援

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	14	12	11	12	12	11



(4) 相談支援

① 主な対象者・サービス内容

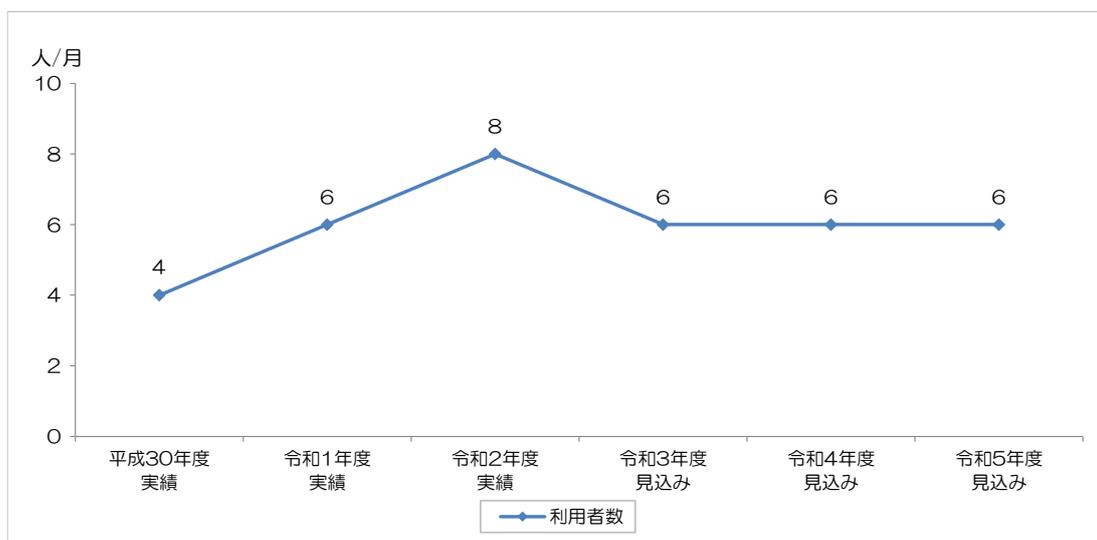
サービス名	主な対象者	サービス内容
<p>計画相談支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害福祉サービス又は地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）を利用する全ての障がい者</li> <li>・ 障害福祉サービスを利用する18歳未満の障がい者</li> </ul>	<p>サービス利用支援は、障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めたサービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、支給決定の内容を反映したサービス等利用計画の作成等を行います。</p> <p>継続サービス利用支援は、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。</p>
<p>地域移行支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障がい者支援施設又は児童福祉施設に入所している障がい者</li> <li>・ 精神科病院（精神科病院以外で精神病室が設けられている病院を含む）に入院している精神障がい者</li> </ul>	<p>住居の確保をはじめ、対象者が地域における生活に移行するための活動に関する相談、その他の便宜の供与を行います。</p>
<p>地域定着支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 居宅において単身又は家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がい者</li> </ul>	<p>対象となる障がい者と常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等の際の相談、その他の便宜の供与を行います。</p>

② サービス利用実績・見込み

サービス利用状況や地域生活への移行ニーズ、障がい者の人数の推移等を勘案して見込量を設定します。

ア) 計画相談支援

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	4	6	8	6	6	6



イ) 地域移行支援

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0

ウ) 地域定着支援

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0

(5) 地域生活支援拠点の設置等

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置箇所数	か所	—	—	0	1	1	1
検証・検討の実施回数	回/年	—	—	0	2	2	2

(6) 発達障がい者等に対する支援

種類	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人/年	0	0	1
ペアレントメンターの人数	人/年	0	0	1
ピアサポートの活動への参加人数	人/年	0	0	1

(7) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

種類	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	回/年	1	1	1
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	人/年	8	8	8
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回/年	1	1	1
精神障がい者の地域移行支援	人/年	1	1	1
精神障がい者の地域定着支援	人/年	1	1	1
精神障がい者の共同生活援助	人/年	4	5	5
精神障がい者の自立生活援助	人/年	1	1	1

(8) 相談支援体制の充実・強化のための取組－地域の相談支援体制の強化

種類	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域の相談支援事業者に対する訪問等による指導・助言	件／年	1	1	1
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	件／年	1	1	1
地域の相談機関との連携強化の取組実施	回／年	1	1	1

(9) 障害福祉サービスの質を向上させるための取組

種類	単位	見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の事業所や関係自治体等との共有実施	回／年	1	1	1
指導監査結果の関係市町村との共有	回／年	1	1	1

## 2 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がい者の能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施することで、障がい者の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず、全ての人々が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

相談支援事業、意思疎通支援事業等の事業で、利用者の利用状態等を勘案して事業を推進します。

### (1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」をなくすため、地域の住民に対して、障がい者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

#### 【理解促進研修・啓発事業 実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	-	有	有	有	有	有	有

### (2) 自発的活動支援事業

障がい者、その家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など）を支援します。

#### 【自発的活動支援事業 実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	-	無	有	有	有	有	有

**(3) 相談支援事業****① 障がい者相談支援事業**

障がい者やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言又は障害福祉サービスの利用支援などを行います。また、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者などの権利擁護のために必要な援助を行います。

また、災害時において避難所等で生活する障がい者（児）や被災地域で生活が続いている障がい者（児）については、相談支援事業者と障害福祉サービス事業者、医療機関等が連携して適切なサービス提供につながるよう配慮します。

**【障がい者相談支援事業 実績と見込み】**

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施事業所数	か所	1	1	1	1	1	1

**【基幹相談支援センター 実績と見込み】**

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
設置の有無	-	有	有	有	有	有	有

**② 相談支援機能強化事業**

村における相談支援事業が適切かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図り、困難な事例等に対応します。

**【相談支援機能強化事業 実績と見込み】**

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	-	有	有	有	有	有	有

③ 住居入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がい者に対し、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がい者の地域生活を支援します。

【住居入居等支援事業 実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	-	無	無	無	無	無	無

(4) 成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障がい者又は精神障がい者に対して、成年後見制度の利用について必要となる経費の全て又は一部について補助を行います。

【成年後見制度利用支援事業 実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用人数	人/年	0	0	0	1	1	1

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。

【成年後見制度法人後見支援事業 実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施の有無	-	無	有	有	有	有	有

**(6) 意思疎通支援事業**

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者に、手話通訳等の方法により、障がい者とその他の人との意思疎通を支援する手話通訳者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

**【手話通訳者・要約筆記者派遣事業 実績と見込み】**

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用件数	件/年	0	0	0	0	0	0

**【手話通訳者設置事業 実績と見込み】**

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実設置者数	人/年	0	0	0	0	0	0

**(7) 日常生活用具給付事業**

特殊寝台や特殊マットなどの「介護・訓練支援用具」、入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置などの「自立生活支援用具」、電気式たん吸引器や盲人用体温計などの「在宅療養等支援用具」、点字器や人工咽頭などの「情報・意思疎通支援用具」、ストマ装具などの「排せつ管理支援用具」、小規模な住宅改修を伴う「居宅生活動作補助用具（住宅改修費）」の日常生活支援用具を給付します。

**【日常生活用具給付事業 実績と見込み】**

サービス種別	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	件/年	0	0	0	0	0	0
自立生活支援用具	件/年	0	0	1	0	0	0
在宅療養等支援用具	件/年	0	0	0	0	0	0
情報・意思疎通支援用具	件/年	0	0	0	0	0	0
排せつ管理支援用具	件/年	65	64	77	84	84	84
居宅生活動作補助用具	件/年	0	0	0	0	0	0

**(8) 手話奉仕員養成研修事業**

聴覚障がい者との交流活動の促進、村の広報活動などの支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

**【手話奉仕員養成研修事業 実績と見込み】**

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
修了者数	人/年	0	0	0	0	0	0

**(9) 移動支援事業**

屋外での移動に著しい制限のある人、あるいは一人での外出に困難がある人に対し、外出の際の移動の支援を行います。

**【移動支援事業 実績と見込み】**

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実利用者数	人/年	0	0	0	0	0	0
延べ利用時間	時間/月	0	0	0	0	0	0

**(10) 地域活動支援センター事業**

障がい者等が通所し、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実・強化し、もって障がい者等の地域生活支援の促進を図ります。

**① 地域活動支援事業 I 型**

専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施します。

**【地域活動支援センター事業 I 型 実績と見込み】**

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
実施箇所数	か所	2	2	2	2	2	2
実利用者数	人/月	2	2	1	2	2	2

(11) その他の地域生活支援事業

① 福祉ホーム事業

家庭環境、住宅事情等により、居宅で生活することが困難な障がい者に対し、低額な料金で居室その他設備が利用できるようにし、障がい者の地域生活を支援する事業です。

【福祉ホーム事業 実績と見込み】

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
延利用者数	人日/年	0	0	0	0	0	0

### 3 障害児通所支援・障害児相談支援等

#### (1) 主な対象者・サービス内容

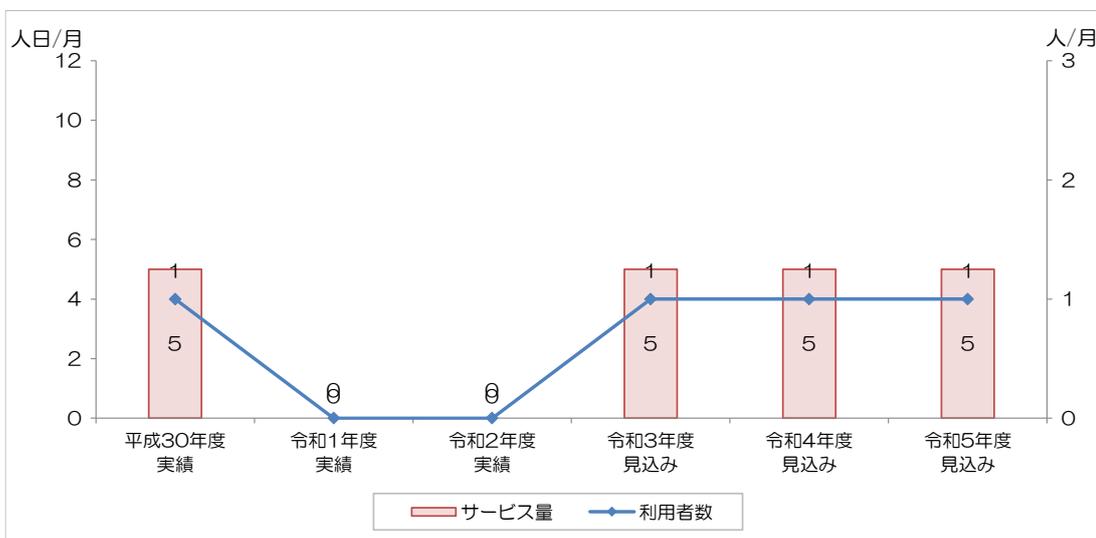
サービス名	主な対象者	サービス内容
児童発達支援	・発達に不安のある幼児、児童	児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜の供与を行います。
医療型 児童発達支援	・発達に不安があり、医療的支援が必要な幼児、児童	医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等 デイサービス	・発達に不安のある児童、生徒	授業の終了後又は休業日に児童発達支援センター等の施設において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行います。
保育所等訪問支援	・保育所その他の児童が集団生活を営む施設等に通う発達に不安のある幼児、児童	保育所その他の児童が集団生活を営む施設を訪問し、その施設における発達に不安のある幼児、児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜の供与を行います。
居宅訪問型 児童発達支援	・重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	・障がい児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援）を利用する全ての発達に不安のある幼児、児童、生徒	障がい児支援利用援助は、障がい児通所給付費の申請に係る発達に不安のある幼児、児童、生徒の心身の状況、その他の置かれている環境等を勘案し、利用するサービスの内容等を定めた障がい児支援利用計画案を作成し、給付決定等が行われた後に、その給付決定等の内容を反映した障がい児支援利用計画の作成等を行います。 継続障がい児支援利用援助は、障がい児支援利用計画が適切であるかどうかを一定の期間ごとに検証し、その結果等を勘案して障がい児支援利用計画の見直しを行い、障がい児支援利用計画の変更等を行います。

(2) サービス利用実績・見込み

第1期の利用実績、障がい児の人数の推移等を基に、今後の利用者数を勘案して見込量を設定します。

ア) 児童発達支援

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	1	0	0	1	1	1
サービス量	人日/月	5	0	0	5	5	5



イ) 医療型児童発達支援

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
サービス量	人日/月	0	0	0	0	0	0

ウ) 放課後等デイサービス

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
サービス量	人日/月	0	0	0	0	0	0

エ) 保育所等訪問支援

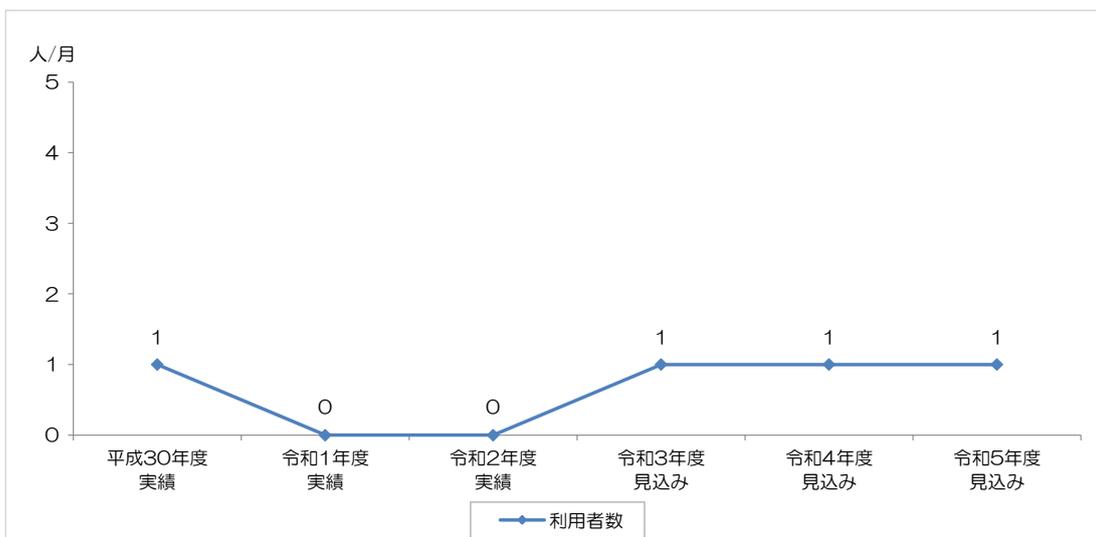
	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
サービス量	人日/月	0	0	0	0	0	0

オ) 居宅訪問型児童発達支援

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0
サービス量	人日/月	0	0	0	0	0	0

カ) 障害児相談支援

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	人/月	1	0	0	1	1	1



(3) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

	単位	実績			見込み		
		平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
配置人数	人/年	0	0	0	1	1	1

(4) 障がい児の子ども・子育て等の利用ニーズを踏まえた定量的な目標

種別	利用ニーズを踏まえた 必要な見込み量(人)	見込み(人)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所	3	1	1	1
認定こども園	0	0	0	0
放課後等児童健全育成事業	0	0	0	0

## 4 自立支援給付等の円滑な実施を確保するために必要な事項

### (1) 障がい者等に対する虐待の防止

村においては、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」に沿って、奄美地区障害者虐待防止センターを中心として、大島支庁瀬戸内事務所、児童相談所、大島支所地域保健福祉課、障がい者及び障がい児団体、学校、警察、法務局、司法関係者、民生委員・児童委員、人権擁護委員等から成るネットワークの活用、障がい者等に対する虐待の未然の防止、虐待が発生した場合の迅速かつ適切な対応、再発の防止等に取り組むとともに、それらの体制や取組については、定期的に検証を行い、必要に応じてマニュアルの見直し等を行うことが重要です。

また、次に掲げる点に配慮し、障がい者等に対する虐待事案を効果的に防止することが必要です。

- ① 相談支援専門員及びサービス管理責任者等による虐待事案の未然防止及び早期発見
- ② 一時保護に必要な居室の確保
- ③ 指定障害児入所支援の従業者への研修
- ④ 権利擁護の取組

### (2) 障がい者等の芸術文化活動支援による社会参加等の促進

芸術文化活動に取り組む障がい者や指導者・支援団体等の活動を、様々な方法でサポートし、障がい者の自立と社会参加意欲の向上に努めます。

### (3) 障がいを理由とする差別の解消の促進

障がい及び障がい者への理解を深めるための広報、啓発活動を推進するとともに、障がい者及びその家族等からの障がいを理由とする差別に関する相談体制の充実を図ります。

### (4) 施設等における防犯・防災対策の強化・充実

障害福祉事業所等を対象に、地域共生社会の考え方にに基づき、平常時からの地域住民や関係機関との緊密な関係性を構築するよう促すとともに、施設等の防犯・防災対策の強化・充実へつながる有効な取組等について情報提供等を行います。

## 第7章 計画の推進

### 1 障がい者を支える体制づくり（奄美地区地域自立支援協議会）

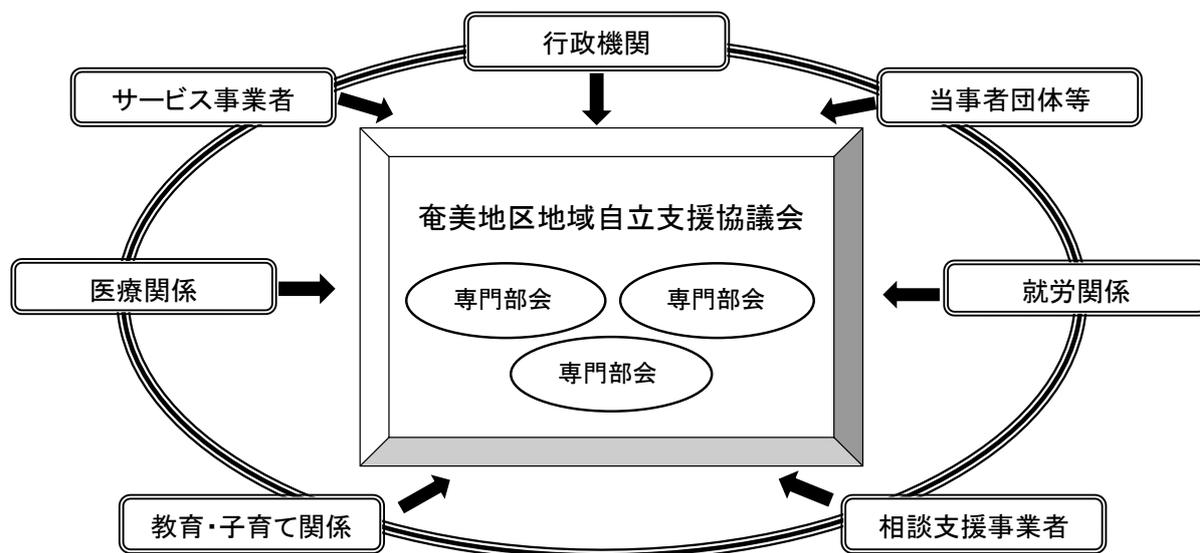
障がい者が地域において自立した日常生活や社会生活を営むためには、障害福祉サービスの提供体制の確保、これらのサービスの適切な利用を支える相談体制の構築とともに、地域全体で障がい者を支える体制づくりが求められていることから、地域の社会資源のネットワーク構築、強化することが重要になります。

このため、相談支援事業所や障害福祉サービス事業所、雇用関係機関、当事者団体などの代表者で構成される奄美地区地域自立支援協議会が設置されています。

この自立支援協議会は、村や相談事業所が直面した課題や新たに把握されたニーズについて関係機関やサービス事業所、医療・教育・雇用・保健を含めた関係者が地域の課題として情報を共有し、改善・解決していくための協議の場となる組織です。自立支援協議会がその役割を果たすために、専門部会を設け関係者間の連携を図っています。

また、協議会事務局を奄美市・大和村・宇検村・瀬戸内町・龍郷町が委託する奄美地区障がい者等基幹相談支援センター（ぴあリンク奄美）が担っており、全体会や定例会、研修会などの企画運営を実施し、地域の総合的・専門的相談体制、地域移行・定着の促進、障がい者虐待防止への対応、権利擁護についての業務も実施しています。

【奄美地区地域自立支援協議会の組織図（イメージ図）】



## 2 計画の推進体制

### (1) PDCAサイクルによる評価と見直し

障害者総合支援法においては、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講ずること（PDCA サイクル）とされています。

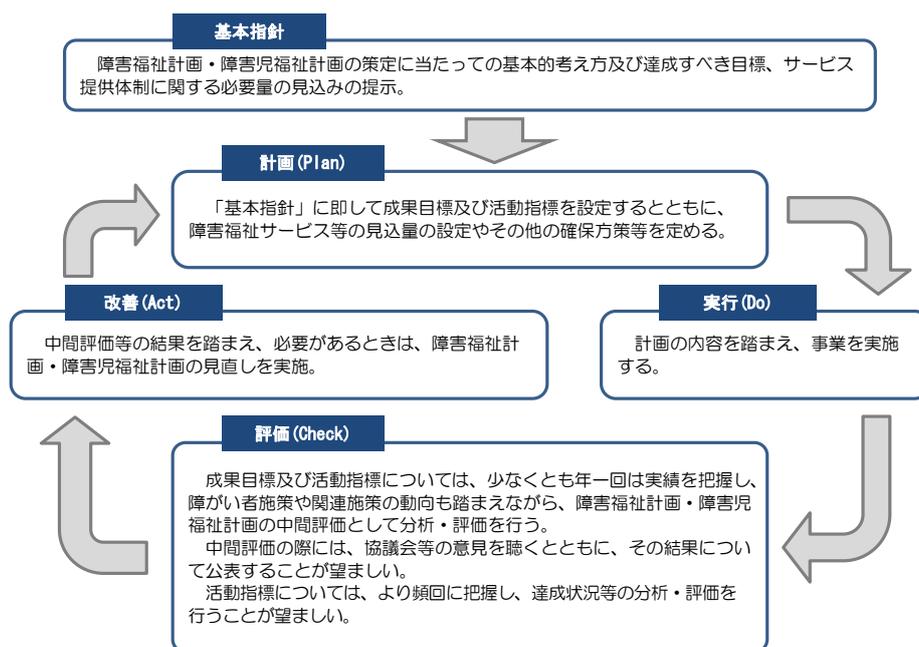
「PDCA サイクル」とは、さまざまな分野・領域における品質管理や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。業務を進めていく上で、計画を立て、それを実行し、結果を評価した後、改善して次のステップへとつなげていく過程は、業務の質を高めていく上で重要となります。

### (2) 計画におけるPDCAサイクル

国の基本指針を踏まえ、障害福祉計画におけるPDCA サイクルのプロセスは、以下のとおりとします。

- 目標及び活動指標については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、障がい者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等を行います。
- 中間評価の際には、障がい者自立支援協議会等の意見を聴くとともに、その結果を公表します。

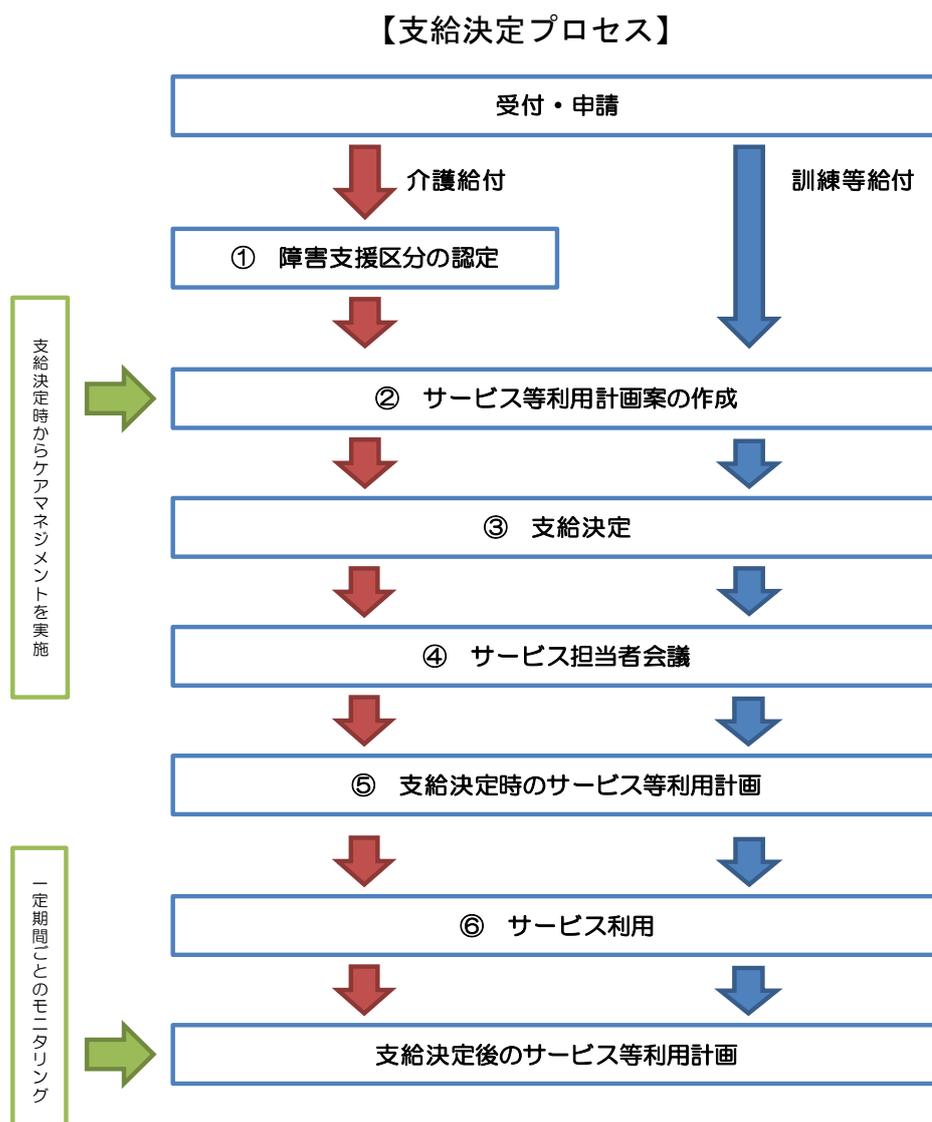
#### 【障害福祉計画・障害児福祉計画におけるPDCAサイクルのプロセス】



### 3 障害者総合支援法に基づくサービスの円滑な提供

#### (1) サービス利用までの流れ

- ①サービスの利用を希望する人は、村の窓口申請し障害支援区分の認定を受けます。
- ②村は、サービスの利用の申請をした人（利用者）に、「指定特定相談支援事業者」が作成する「サービス等利用計画案」の提出を求めます。利用者は、「サービス等利用計画案」を「指定特定相談支援事業者」で作成し、村に提出します。
- ③村は、提出された計画案や勘案すべき事項を踏まえ、支給決定します。
- ④「指定特定相談支援事業者」は、支給決定された後にサービス担当者会議を開催します。
- ⑤サービス事業者等との連絡調整を行い、実際に利用する「サービス等利用計画」を作成します。
- ⑥サービス利用が開始されます。



**(2) サービスの質の確保**

各種関係機関と連携をとりながら、質の高いサービスが確保され、提供できる体制づくりを推進します。

**(3) 苦情処理システムの確立**

障がい者は、村が決定した障害支援区分の認定や支給決定に不服のある場合、県に設置された不服審査会に審査請求できることになっています。

さらに、村の窓口等でも対応できるようにします。

**(4) 障害者総合支援法、児童福祉法についての幅広い広報**

村民に対して、障害者総合支援法、児童福祉法に基づく制度についての十分な広報を行うとともに、各種サービスについても理解を深めてもらうように努めます。

具体的には、以下のような広報活動を行います。

○広報紙・ホームページを活用し、随時、障害者総合支援法、児童福祉法等の最新情報を提供し、必要に応じてパンフレット等を作成し、配布します。

○障がい者の各種団体、民生委員・児童委員、各種ボランティア団体等のあらゆる組織と連携し、障がい者施策に関する情報や説明を行います。

**(5) 情報ネットワークの構築**

地域住民の健康と生活の支援のためには、保健・医療・福祉の各分野の情報を統括、提供できる体制づくりが必要です。このため、行政と各関係機関及び村民が情報共有を図ります。

**(6) 人材の確保**

質の良いサービスを中長期的に安定して供給していくために、相談支援事業従事者等の資質の向上、NPOやボランティア団体等の育成及び支援に努めます。

## 資料編

## 1 奄美地区地域自立支援協議会における提言・要望

項目	主な提言・要望内容
相談・情報提供	全体の質の向上を目指す取組や支援者向けに段階的な研修の実施（島内開催やオンライン）
	村内の支援者や各機関と情報連絡会による理解促進（自立支援協議会の部会や定例会等情報共有）の実施
	民生委員会、区長会等で、相談窓口の案内
	定例的に毎年案内する（相談をする方は自身に関連する状況になってから始めて相談先を探すため）
	高齢、障がいを区別せずに住民全体にむけて案内
	村民にわかりやすいパンフレットをつくる
	診療所に案内を置いてもらう
保健・医療	終末期で帰宅希望の方への医療体制が不足している
生活環境	移動手段の助成、障がい者や高齢者が交通機関を利用して社会参加できる移動手段の確保
	金銭管理の支援をする人や団体等が不足。社協で対応しきれない分をどうするか検討する必要がある
	地域移行に必要な住居の確保
	地域移行を継続的に行う機関との連携
	夜間等の緊急時に対応できる支援の確保
災害への対応	福祉避難所、一般避難所の情報をわかりやすく周知
	協定を結んでいないが、避難場所になることがあるときの情報伝達方法
	ベッド不足、身体障がい者への対応が不十分
	防災グッズ、養生テープ等の避難場所での不足。村で備蓄する
	避難所から離れている人の事前移動への支援
	個人情報シートの作成
	夜間移動の避難対策
	災害に備えた訓練の実施
	避難場所コロナ対策について村民にわかるようにする
透析患者の災害時の対応について対策	

## 2 宇検村障害者福祉計画策定委員会要綱

平成 23 年 9 月 1 日要綱第 8 号

(設置)

**第 1 条** 本村の障害者福祉計画の策定に際し、広く村民の意見を求めるため、宇検村障害者福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

**第 2 条** 策定委員会は、計画について必要な次の事項を検討し、これに基づき策定された計画案を村長に提言するものとする。

### 2 障害者福祉計画

- (1) 現状把握
- (2) 事業実施の現状
- (3) 事業実施の必要量の把握
- (4) 事業実施の設備目標の設定
- (5) その他、必要な事項

(組織)

**第 3 条** 策定委員会は、委員 10 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者団体・関係機関の代表
- (3) その他、特に村長が必要と認める者

(委員の任期)

**第 4 条** 策定委員の任期は、計画が策定されるまでの期間とする。

(委員長及び副委員長)

**第 5 条** 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを選出する。

- 2 委員長は会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

**第 6 条** 策定委員会は、村長が招集する。

- 2 策定委員会は、委員の半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認められたときは、関係者の出席を求めその意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

**第7条** 策定委員会の庶務は、保健福祉課内で処理する。

(委任)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

### 3 宇検村障害者福祉計画策定委員会委員名簿

番号	役職等	氏名
1	宇検村社会福祉協議会事務局長	徳田 治
2	障害者支援施設 滝の園 園長	泰山 えみ
3	宇検村民生委員・児童委員会会長	貞野 優一
4	宇検村議会議員	肥後 充浩
5	奄美地区障がい者等基幹相談支援センター所長	大津 敬
6	障害者代表	山畑 重信
7	障害者代表	橋口 真樹
8	宇検村保健福祉課長	栄 光男

## 4 用語解説

あ行	
アクセシビリティ	施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのことです。
インクルーシブ教育	障害者権利条約第 24 条において、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)とは、「人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み」とされています。
ウェブアクセシビリティ (情報アクセシビリティ)	高齢者や障がい者など、心身の機能に制約のある人でも年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報の利用しやすさのことです。
か行	
高次脳機能障がい	交通事故や病気などによる脳への損傷に基づく後遺症により、記憶、注意、遂行機能、社会的行動などの認知機能(高次脳機能)に障がいが起こり、日常生活や社会生活に支障が生じている状態のことです。
高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	高齢者、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するため、旅客施設及び車両等、道路、路外駐車場、都市公園、建築物に対してバリアフリー化基準への適合を求めるとともに、駅を中心とした地区や高齢者、障がいのある人等が利用する施設が集中する地区において、住民参加による重点的かつ一体的なバリアフリー化を進めるための措置等を定めた法律で、平成 18 年 12 月に施行されています。
さ行	
手話通訳者	聴覚に障がいのある人や音声又は言語機能に障がいのある人と聴覚に障がいのない人の間で、手話を使い、相互のコミュニケーションを仲介する人のことです。
手話通訳奉仕員	聴覚に障がいのある人や音声又は言語機能に障害のある人の日常生活上の初歩的なコミュニケーションの支援に奉仕する人のことです。

障がい児	児童福祉法第4条では、「障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）をいう。」と定義されています。
障害児福祉手当	20歳未満で、精神（知的も含む）又は身体に重度の障がいを有し、日常生活において常時介護を必要とする人に支給される手当です。ただし、施設等に入所している人は該当しません。
障がい者	障害者基本法第2条では、「障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」と定義されています。
障害者基本法	障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関して、基本的理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、総合的かつ計画的に推進し、障がい者の福祉を増進することを目的として制定された法律です。
障害者虐待防止法	障がい者の虐待の予防と早期発見及び養護者への支援を講じるための法律で平成24年10月に施行されています。
障害者総合支援法	障害者基本法の改正や障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえた「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律」により、平成24年6月に障害者自立支援法が改正され、平成25年4月に施行されています。
障害者の権利に関する条約 （障害者権利条約）	障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定められた条約です。 前文と本文50条からなり、教育、労働、社会保障など社会のあらゆる分野において、障がいを理由とする差別を禁止し、障がい者に他者との均等な権利を保障することを規定しています。
障害福祉サービスの利用等に あたっての意思決定支援ガイド ライン	事業者がサービス等利用計画や個別支援計画を作成してサービスを提供する際、障がい者の意思を尊重した質の高いサービスの提供を目的とした指針です。

障害者優先調達推進法	障害者就労施設等で就労する障がい者や、在宅で就業する障がい者の経済面の自立を進めることを目的として、国や地方自治体などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障害者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するために制定された法律で、平成 25 年 4 月に施行されています。
障害者差別解消法	障がいを理由とする差別の解消を推進することにより、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的とした法律で、平成 28 年 4 月に施行されています。
身体障害者手帳	身体障害者福祉法に定める身体上の障がい者に対して交付されます。対象となる障がいは、①視覚障がい、②聴覚、平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能、そしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤心臓、じん臓、呼吸器の機能の障がい、⑥ぼうこう、直腸の機能の障がい、⑦小腸の機能の障がい、⑧ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がい、⑨肝臓の機能の障がいで、障がいの程度により 1 級から 6 級の等級が記載されています。
精神障害者保健福祉手帳	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、一定程度の精神障がいの状態にあると認定された人に対して交付されます。精神障害者保健福祉手帳の等級は、1 級から 3 級まであります。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な人の財産管理、弁護士サービスや施設の入退所についての契約、遺産分割などの法律行為を支援する制度です。
<b>た行</b>	
特別支援教育	障がいの種類や程度に応じ特別の場で指導を行っていた特殊教育を転換し、通常学級に在籍する学習障がい、注意欠陥多動性障がい、高機能自閉症等の児童・生徒も含め、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。
特別児童扶養手当	精神又は身体に障がいを有する 20 歳未満の児童を監護している父若しくは母、又は父母にかわって養育している人に支給される手当です。ただし、障がい児が施設等に入所している場合は該当しません。

特別障害者手当	20歳以上で、精神又は身体に重度の障がいを有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする人に支給される手当です。ただし、施設等に入所している人及び病院等に3か月以上入院している人は該当しません。
な行	
難病	発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるものをいいます。 障害者総合支援法では、難病等（難治性疾患克服研究事業の対象である130の疾患と関節リウマチ）も障がい者の定義に加えられました。
は行	
発達障がい	発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障がいや行動情緒の障がい対象とされています。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障がい、注意欠陥多動性障がい等がこれに含まれます。
発達障害者支援法	既存の障害者福祉制度の谷間におかれ、その気づきや対応が遅れがちであった自閉症・アスペルガー症候群、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）などを「発達障害」と総称して、それぞれの障がい特性やライフステージに応じた支援を国・自治体・国民の責務として定めた法律です。
バリアフリー	障がい者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを取り除くという意味です。建物内の段差の解消などのハード面だけではなく、近年では、全ての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられています。
避難行動要支援者	障がい者やひとり暮らし高齢者などの配慮が必要な人で、自ら避難することが困難な人です。
福祉避難所	災害時に、一般避難所では避難生活が困難な、高齢者や障がい者、妊婦など、災害時に支援が必要な人たちに配慮した避難施設です。
法定雇用率	従業員数が一定以上の民間企業や国、地方自治体などに対し、障害者雇用促進法によって義務づけられた障がい者の雇用割合です。

や行	
要約筆記者	話されている内容を要約し、文字として聴覚障がい者へ伝える通訳者です。
ら行	
療育手帳	児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいがあると判定された人に対して交付されるものです。

---

宇 検 村  
第 6 期 障害福祉計画  
第 2 期 障害児福祉計画

---

令和3年3月

発行・編集

宇検村 保健福祉課

〒894-3392 鹿児島県大島郡宇検村湯湾915番地  
T E L 0997-67-2212 F A X 0997-67-2262

---